



初等中等教育行政について

平成24年11月

文部科学省 初等中等教育局 初等中等教育企画課 専門職

手塚 和貴



目次

- 1. 近年の教育改革の流れ・・・・・・・・・・・・・1
- 2. 高校教育をめぐる現状と課題・・・・・・・・・15
- 3. 特別支援教育をめぐる現状と課題・・・・・・・・・29
- 4. その他(教育公務員制度関係)・・・・・・・・・38



1. 近年の教育改革の流れ

教育改革国民会議以降の教育改革の流れ

教育改革国民会議以降の教育改革（概ね平成12年～）

～新しい時代にふさわしい教育、豊かな人間性の育成

【背景】

冷戦構造の崩壊、経済社会のグローバル化、いじめ、不登校、学級崩壊、凶悪な青少年犯罪の続発、行き過ぎた平等主義による教育の画一化、時代の流れに取り残されつつある教育システム

教育改革国民会議最終報告

（12年12月）

- 人間性豊かな日本人の育成
- 一人ひとりの才能を伸ばし創造性に富む人間の育成
- 新しい時代に新しい学校づくり
- 教育振興基本計画と教育基本法改正

21世紀教育新生プラン（13年1月）

～レインボープラン～

- 確かな学力と豊かな心の育成
- ・少人数授業・習熟度別指導の推進（13年）
- ・心のノート作成配布（13年）
- 信頼される学校づくり
- ・学校の自己評価システムの確立（14年）
- 奉仕活動・体験活動の推進

（平成7年）

高校進学率 97%
大学・短大進学率 45%

（平成7年）

合計特殊出生率 1.42
65歳以上人口割合 14.5%

地方分権改革

- 総額裁量制の導入（16年）
- 義務教育費国庫負担割合の変更（1/2→1/3）（18年）

教育再生会議以降の教育改革（概ね平成18年～）

～教育の基本にさかのぼった社会総がかりの改革

【背景】

公立学校・公教育への不信、大所高所からの教育観の欠如、いじめ自殺の社会問題化、高校の未履修問題、知識基盤社会

教育基本法の改正

（18年12月）

- 約60年ぶりの改正
- 教育の目的・目標の明確化
- 生涯学習、大学、私立、家庭教育、幼児教育、教育振興基本計画を新たに規定

教育再生会議報告（第1,2,3,最終報告）

（19年～）

- ゆとり教育の見直し、学力向上
- 学校の責任体制の確立
- 心身ともに健やかな徳のある子供を育てる
- いじめのない保護者の信頼に応える学校

教育再生三法の改正

（19年6月）

- 教員免許更新制、指導不適切教員対応（免許法等）
- 教育委員会制度の充実（地教行法）
- 教育目標の明確化、学校の責任体制確立（学教法）

教育振興基本計画の策定（20年度～）

学習指導要領の改訂（20～21年）

- 「生きる力」の育成
 - 授業時数の増加
 - 言語活動の重視
 - 小学校の外国語活動
 - 理数教育、伝統教育、道徳教育の重視
- 小学校23年度 全面实施
→中学校24年度 全面实施
→高校25年度～ 年次進行で実施

近年の教育改革（概ね平成21年～）

～政権交代後の教育改革

【背景】

政権交代（自民党政権から民主党政権へ）
経済の長期低迷がもたらす格差の拡大
東日本大震災からの復旧・復興

教育の機会均等

- 高校授業料の実質無償化（22年度）
- こども手当（22年度）
→児童手当（24年度）

教育環境の充実

- 教員の質と量
- ・35人以下学級の推進（23年度～）
- ・教員養成の修士レベル化の検討
- 学びのイノベーション（ICT等）

教育のガバナンス

- コミュニティ・スクール1割へ
- 地方教育行政の在り方の検討

第2期教育振興基本計画の策定に向けた検討（25年度～）

（平成23年）

高校進学率 98%
大学・短大進学率 59%

（平成22年）

合計特殊出生率 1.39
65歳以上人口割合 23.1%

少子高齢化

教育改革国民会議における議論

平成12年3月に発足した教育改革国民会議が、「教育改革国民会議報告—教育を変える17の提案—」として、最終報告をとりまとめた(同年12月22日)。

教育改革国民会議 —教育を変える17の提案—

人間性豊かな日本人を育成する

- 教育の原点は家庭であることを自覚する
- 学校は道徳を教えることをためらわない
- 奉仕活動を全員が行うようにする
- 問題を起こす子どもへの教育をあまいにしない
- 有害情報等から子どもを守る

新しい時代に新しい学校づくりを

- 教師の意欲や努力が報われ評価される体制をつくる
- 地域の信頼に応える学校づくりを進める
- 学校や教育委員会に
組織マネジメントの発想を取り入れる
- 授業を子どもの立場に立った、
わかりやすく効果的なものにする
- 新しいタイプの学校(“コミュニティ・スクール”等)の
設置を促進する

一人ひとりの才能を伸ばし、 創造性に富む人間を育成する

- 一律主義を改め、個性を伸ばす
教育システムを導入する
- 記憶力偏重を改め、大学入試を多様化する
- リーダー養成のため、
大学・大学院の教育・研究機能を強化する
- 大学にふさわしい学習を促すシステムを導入する
- 職業観、勤労観を育む教育を推進する

教育振興基本計画と教育基本法

- 教育施策の総合的推進のための
教育振興基本計画を
- 新しい時代にふさわしい教育基本法を

教育基本法改正

平成18年12月、教育基本法を約60年ぶりに改正。我が国の教育をめぐる諸情勢の変化に鑑み、改めて教育の基本を確立し、その振興を図るため、普遍的な理念は大切にしながら、今日重要と考えられる理念等を明確化。

○新しい教育基本法の概要(平成18年12月成立)

(下線太字は新たに規定したもの及び新設条文)

第1章 教育の目的・理念

(1) 教育の目的・理念を明示

- ①教育の目的として「人格の完成」、「国家・社会の形成者として心身ともに健康な国民の育成」を規定
- ②この教育の目的を実現するために今日重要と考えられる事柄を「教育の目標」として規定

<教育の目標の例>

- ・幅広い知識と教養、豊かな情操と道徳心、健やかな身体
- ・能力の伸長、自主・自律の精神、職業との関連を重視
- ・正義と責任、自他の敬愛と協力、男女の平等、公共の精神
- ・生命や自然の尊重、環境の保全
- ・伝統と文化の尊重、我が国と郷土を愛し、他国を尊重、国際社会の平和と発展に寄与

(2) 「生涯学習の理念」「教育の機会均等」を規定

第2章 教育の実施に関する基本

教育を実施する際に基本となる事項として、これまでの教育基本法にも定められていた、「義務教育」、「学校教育」、「教員」、「社会教育」、「政治教育」、「宗教教育」に関する規定を見直すとともに、新たに「大学」、「私立学校」、「家庭教育」、「幼児期の教育」、「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」について規定

第3章 教育行政

教育行政における国と地方公共団体の役割分担、教育振興基本計画の策定等について規定

第4章 法令の制定

この法律の諸条項を実施するための必要な法令の制定について規定

教育三法改正

平成18年12月の教育基本法改正や、平成19年1月の教育再生会議報告、同年3月10日に取りまとめられた中央教育審議会の答申「教育基本法の改正を受けて緊急に必要とされる教育制度の改正について」を踏まえ、教育三法を改正（学校教育法の改正、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正、教育職員免許法及び教育公務員特例法の改正）。

学校教育法の改正

○改正教育基本法の新たな教育理念を踏まえ、新たに義務教育の目標を定めるとともに、幼稚園から大学までの各学校種の目的・目標を見直し。

○学校に副校長等の新しい職を置くことができることとし、組織としての学校の力を強化。

○学校評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図ることにより、教育水準の向上に努めるべきことを規定。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正

○教育における国、教育委員会の責任を明確にし、保護者が安心して子どもを学校に預けうる体制を構築。

○教育委員会の共同設置等の連携を進め、教育行政の体制を整備・充実に努めること、各教育委員会に指導主事を置くこと、教育委員の責務の明確化等を通じて、教育委員会の体制を充実。

○教育委員の数の弾力化や、教育委員への保護者の選任の義務化、文化・スポーツの事務を首長が担当できるようにすることなどを通じて、教育における地方分権を推進。

教育職員免許法及び教育公務員特例法の改正

○教員免許更新制を導入し、あわせて、指導が不適切な教員に対する認定及び研修の実施等、人事管理を厳格化し、教員に対する信頼を確立する仕組みを構築。

三位一体改革と義務教育改革

三位一体の改革とは、地方が自らの創意工夫と責任で政策を決め、自由に使える財源を増やし、自立できるようにするため、「改革と展望」の期間中(平成18年度まで)に、①国庫補助金負担金の改革(4兆円程度を目途に廃止・縮減等の改革)、②地方交付税の改革(財源保障機能の縮小)、③税源配分の見直しを三位一体で進めることとしたもの。

平成14年

12月18日 総務・財務・文部科学3大臣合意

○義務教育費に係る経費負担の在り方については、現在進められている教育改革の中で義務教育制度の在り方の一環として検討を行い、これも踏まえつつ、「改革と展望」の期間中(平成18年度末まで)に国庫負担金全額の一般財源化について所要の検討を行う。

平成15年

3月29日 義務教育費国庫負担法等を改正し、共済費長期給付等を一般財源化

6月27日 「基本方針2003」を閣議決定

○平成18年度末までに、国庫補助負担金について概ね4兆円程度を目途に廃止・縮減等の改革を行う。

○義務教育費に係る経費負担の在り方については、現在進められている教育改革の中で中央教育審議会において義務教育制度の在り方の一環として検討を行い、これも踏まえつつ、平成18年度末までに国庫負担金全額の一般財源化について所要の検討を行う。

平成16年

3月30日 義務教育費国庫負担法等を改正し、退職手当等を一般財源化

4月 1日 義務教育費国庫負担金へ「総額裁量制」を導入

6月 4日 「基本方針2004」を閣議決定

○平成18年度までの三位一体の改革の全体像を平成16年秋に明らかにし、年内に決定する。

○全体像には、(略)平成17年度及び平成18年度に行う3兆円程度の国庫補助負担金改革の工程表、税源移譲の内容及び交付税改革の方向を一体的に盛り込む。そのため、税源移譲は概ね3兆円規模を目指す。その前提として地方公共団体に対して、国庫補助負担金改革の具体案を取りまとめるよう要請し、これを踏まえ検討する。

○税源移譲については、三位一体改革の一環として、平成18年度までに、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施する。

○「基本方針2003」に掲げられた基本的な方向に沿って、(略)三位一体の改革を着実に推進していく。

三位一体改革と義務教育改革

11月26日 「三位一体の改革について」政府・与党合意

○義務教育制度については、その根幹を維持し、国の責任を引き続き堅持する。その方針の下、費用負担についての地方案を活かす方策を検討し、また教育水準の維持向上を含む義務教育の在り方について幅広く検討する。こうした問題については、平成17年秋までに中央教育審議会において結論を得る。

○中央教育審議会の結論が出るまでの平成17年度予算については、暫定措置を講ずる。（義務教育費国庫負担金8,500億円程度の減額（暫定）うち17年度分（暫定）4,250億円）減額相当分は税源移譲予定特例交付金（教職員給与費を基本に配分）により措置）

平成17年

2月15日 中央教育審議会 義務教育特別部会 設置

3月31日 義務教育費国庫負担法等を改正し、17年度限りの暫定措置として4,250億円を減額

6月21日 「基本方針2005」を閣議決定

○平成18年度までの三位一体の改革の全体像に係る「政府・与党合意」及び累次の「基本方針」を踏まえ、改革を確実に実現する。また、国と地方の協議の場においても、地方の意見を聞きつつ論議を進める。

○税源移譲をおおむね3兆円規模を目指す。

○国庫補助負担金改革については、税源移譲に結びつく改革、地方の裁量度を高め自主性を大幅に拡大する改革を実施する。このため、残された課題については、平成17年秋までに結論を得る。

10月26日 中央教育審議会答申「新しい時代の義務教育を創造する」

○義務教育の構造改革を推進すると同時に、義務教育制度の根幹を維持し、国の責任を引き続き堅持するためには、国と地方の負担により義務教育の教職員給与費の全額が保障されるという意味で、現行の負担率二分の一の国庫負担制度は優れた保障方法であり、今後も維持されるべきである。その上で、地方の裁量を拡大するための総額裁量制の一層の改善を求めたい。

○教材購入費や図書購入費など教育環境整備に不可欠な経費も、その総額が確実に確保されるよう努める必要がある。

11月30日 「三位一体の改革について」政府・与党合意

○義務教育制度については、その根幹を維持し、義務教育費国庫負担制度を堅持する。その方針の下、費用負担について、小中学校を通じて国庫負担の割合は三分の一とし、8,500億円程度の減額及び税源移譲を確実に実施する。また、今後、与党において、義務教育や高等学校教育等の在り方、国、都道府県、市町村の役割について引き続き検討する。

平成18年

3月31日 義務教育費国庫負担法等を改正し、国庫負担率を三分の一に。

政権交代以降 ～教育改革の3つのステージ

1. 学ぶ権利とチャンスの保障 — 学びの負担軽減 —

ほぼ実現

- 公立高校の授業料無償制・高等学校等就学支援金制度
- 低所得者への奨学金・給付金の充実
- 大学の授業料の減免

2. 教員の数と質の充実

【数】教職員定数の改善

実現中

【質】教員養成の見直し、採用・研修の改善

検討中

3. 公立学校のガバナンスの改善

これからの検討

- 国・県・市町村の権限・責任の曖昧さ
→学校に近い所でなるべく方針決定（コミュニティスクール）
- 適正な行政単位の検討

公立高校の授業料無償制・高等学校等就学支援金制度

家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、平成22年4月より、公立高校の授業料を無償化するとともに、私立高等学校等に通う生徒に対する就学支援金制度を創設。

制度概要

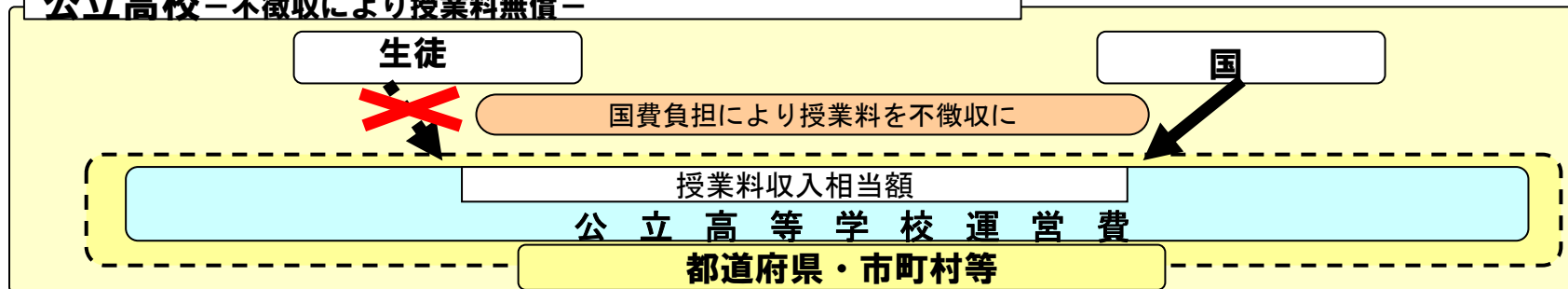
- 公立の高等学校については授業料を不徴収とし、地方公共団体に対して授業料収入相当額を国費により負担。
- 私立高等学校等の生徒については、高等学校等就学支援金として授業料について一定額(年額118,800円)を助成(学校設置者が代理受領)することにより、教育費負担の軽減を図る。
- 私立高等学校等に通う低所得世帯の生徒については、所得に応じて、助成金額を1.5～2倍した額を上限として助成。

年収250万円未満程度※ 237,600円(2倍)

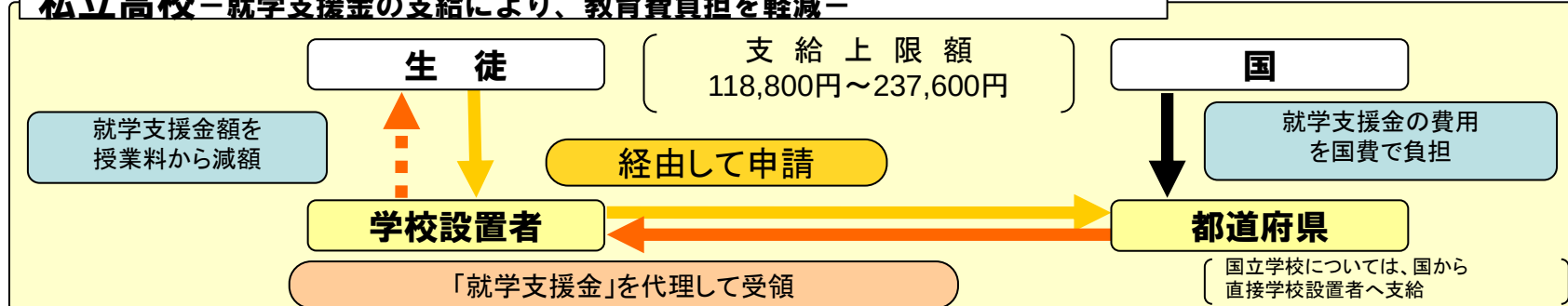
年収250～350万円未満程度※ 178,200円(1.5倍)

※両親と子ども2人の世帯の場合を想定

公立高校－不徴収により授業料無償－



私立高校－就学支援金の支給により、教育費負担を軽減－



少人数学級の推進など教職員定数の改善

○ 教職員定数改善計画案について

計画策定の趣旨

- 少人数学級の更なる推進と併せ、いじめ問題、インクルーシブ教育など個別の教育課題にも対応した教職員定数を改善。
- 各都道府県教育委員会に対し、教職員定数についての将来にわたる予見可能性を持たせ、計画的・安定的な教員採用・配置を可能とするため、国により計画的に教職員定数を改善。
- 学級編制・教職員配置に係る市町村教育委員会や校長の裁量拡大。

計画期間・内容

(計画期間)

- 第2期教育振興基本計画(H25～29)に合わせた5年間の計画的な定数改善。

(計画内容)

- 35人以下学級の推進(中3までの35人以下学級を実現)

19,800人

国の責任により教職員定数を確保し、地方の主体性により学年を選択しつつ、今後5年間で、中学校3年生までの35人以下学級を実現。
(例えば、中1の35人以下学級を先行実施することも可能。) ※既存の少人数学級のための加配(現在約9,000人)に上乗せする形で実施

- 個別の教育課題への対応(いじめ問題、教育格差解消、インクルーシブ教育に向けた特別支援教育の充実など) 8,000人

※加配定数増の配分においては、少人数学級の先行実施県に対する配分との均衡に配慮

《設置者・学校による加配定数運用の弾力化》

例えば、市町村の判断により少人数学級のための加配定数を少人数指導やチーム・ティーチングに選択的に活用するなどの弾力化。

5ヵ年計画の年度ごとの試算

○今後5年間の児童生徒数の減少による教職員定数の減(自然減)や教職員の若返りによる給与費の減等を活用し、可能な限り追加的な財政負担を伴わないようにする。

○平成25～29年度の5年間における推計。

- ・ 自然減: ▲19,100人(約▲420億円)
 - ・ 教職員の若返りによる給与減: 約▲196億円(人数換算で約▲9,000人)
- ※ただし、再任用義務化の導入状況によっては、相当の減が見込まれる。

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	計
改善案	5,500人	5,500人	5,600人	5,600人	5,600人	27,800人
(少人数学級等推進分)	(3,900人)	(3,900人)	(4,000人)	(4,000人)	(4,000人)	(19,800人)
(個別教育課題対応分)	(1,600人)	(1,600人)	(1,600人)	(1,600人)	(1,600人)	(8,000人)
所要額	119億円	119億円	121億円	121億円	121億円	601億円
自然減	▲3,200人	▲3,800人	▲3,500人	▲4,100人	▲4,500人	▲19,100人

※毎年度ほぼ同数の改善数として計上。所要額は、平成25年度要求単価により積算。

東日本大震災対応 1,000人 → 被災県の実態を踏まえ、今後も継続的に対応

近年の定数改善経緯



5年間(H25～29年)で
27,800人の定数改善

	現状	計画完成後	(OECD平均)
小	17.7人	→ 16.4人	(16.0人)
中	14.1人	→ 13.0人	(13.5人)

※教員1人当たり児童生徒数

世界水準並みの
教職員配置を実現

教員の資質能力の向上

○「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」(H24.8.28中教審答申)

教育委員会と大学との連携・協働による教職生活の全体を通じた一体的な改革、新たな学びを支える教員の養成と、学び続ける教員を支援する仕組みの構築（「学び続ける教員像」の確立）が必要

改革の方向性

教員養成の改革の方向性：教員養成を**修士レベル化**し、高度専門職業人として位置づけ

教員免許制度の改革の方向性：**「一般免許状(仮称)」などの新しい免許制度を創設**

一般免許状(仮称)：探究力、新たな学びを展開できる実践的指導力、コミュニケーション力等を保証する、標準的な免許状。学部4年に加え、**1年から2年程度の修士レベルの課程**での学修を標準。

基礎免許状(仮称)：教職に関する基礎的な知識・技能を保証。**学士課程修了レベル**。

専門免許状(仮称)：**特定分野**に関し、**高い専門性を証明**。(分野は、学校経営、生徒指導、教科指導 等)

※「基礎免許状(仮称)」取得者が「一般免許状(仮称)」を取得する段階は、(i)採用前に取得、(ii)採用後の初任者研修と連携した修士レベルの課程により取得、(iii)採用後一定期間のうちに修士レベルの課程等での学修により取得を想定

当面の改善方策 ～教育委員会・学校と大学の連携・協働による高度化

養成段階

(学部レベル)

- ◆**学校現場での体験機会の充実**等によるカリキュラムの改善、いじめ等の生徒指導に係る実践力の向上
- ◆課程認定の厳格化等による質保証の改革

(修士レベル)

- ◆**教職大学院制度を発展・拡充し、全ての都道府県に設置を推進**
(現状：25大学(20都道府県) 815人)
- ◆大学院設置基準の大括り化等
- ◆専修免許状の在り方の見直し

採用段階

- ◆大学での学習状況の評価の反映等選考方法の一層の改善

教育委員会・学校と大学の連携・協働

多様な人材の登用

- ◆社会人、理数系、英語力のある人材等**多様な人材が教職を志す仕組み**の検討

初任段階

- ◆**教育委員会と大学との連携・協働による初任段階の研修の高度化**
- ◆初任段階の教員を複数年にわたり支援する仕組みの構築

現職段階及び管理職の段階

- ◆**教育委員会と大学との連携・協働による現職研修のプログラム化・単位化**の推進
- ◆マネジメント力を有する管理職の職能開発のシステム化の推進

地方教育行政制度の改革

○ これまでの経緯と地方教育行政の改革の方向性

政権交代後の教育改革

第1段階 家計が負担する教育費の軽減

第2段階 教員の質と数の充実

**第3段階 教育行政・学校のガバナンス改革に
本格着手**

地方教育行政の在り方に関する議論や
問題提起が活発化(大阪の条例など)

(教育行政について指摘されている課題)

1. 地域住民の意向を十分に反映していない
2. 権限と責任の所在が不明確
3. 教育委員会の審議が形骸化
4. 迅速さ・機動性に欠ける

改革の基本的方向性

地域・学校現場の主体性、創意工夫が生かせるボトムアップ型の教育行政の確立。

1. 「地域とともにある学校」の推進

学校のことは学校自身が地域住民や保護者の意向を踏まえ決定することを原則に、地域の意見や力を学校運営に生かすとともに、学校を地域の活性化の拠点に

2. 教育委員会の改革

政治的中立性、継続性・安定性を引き続き確保しつつ、「地域とともにある学校」を支える教育行政に

3. 国の責任を果たしつつ、権限移譲を推進

国の責任で全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図りつつ、権限を移譲する方向で検討

※民主党マニフェストを踏まえた将来的在り方については、さらに中央教育審議会等で検討。

【参考：民主党マニフェスト2009（抜粋）】

- ・ 公立小中学校は、保護者、地域住民、学校関係者、教育専門家等が参画する「学校理事会」が運営することにより、保護者と学校と地域の信頼関係を深める。
- ・ 現在の教育委員会制度を抜本的に見直し、教育行政全体を厳格に監視する「教育監査委員会」を設置する。

社会構造の変化に対応するための初等中等教育システム改革①

国家戦略会議(H24.6.4)文科大臣資料(抄)

- 社会構造の変化に対応できる強い人材の育成と「分厚い中間層」の復活
- すべての子どもに、課題解決のために自ら考え判断・行動できる「社会を生き抜く力」を育成
→これらを実現するため、多様な機会と現場の創意工夫を生かした、質の高い活力ある教育システムを構築

1. 多様な教育体系の確立(六三三制の柔軟化)に向けたシステム改革

社会構造の変化や地域の実情に対応し、子どもの発達に合った学びの実現や個性・創造性の一層の伸長を図るため、学校間の連携を推進し、設置者の判断による一貫した教育とその効果の検証を進める。

- **小中一貫教育制度**(仮称)の**創設**(H24年度中を目途)など小中一貫教育や中高一貫教育の推進、幼児期の教育に関する保護者負担の軽減と幼小連携の推進
- **高等学校**段階における「**早期卒業制度**」の創設(大学への早期入学促進)の**検討**(H25年度中を目途に結論)など高大接続の強化
- 生徒の能力・適性・進路等に応じた**高等学校の類型を念頭に置いた教育の改善・充実**(H24年度中を目途に改善充実方策を策定)
- 就業実習(「**デュアルシステム**」)の抜本的拡充など、専門高校等における産業界との連携強化

社会構造の変化に対応するための初等中等教育システム改革②

2. 教育の質保証に向けたシステム改革

教育内容の充実と各学校段階における検証改善システムや、きめ細やかで質の高い教育指導体制の確立により、教育の質保証のシステムを構築する。

教育内容の充実とエビデンスに基づく検証改善システムの確立

- 考える力(クリティカルシンキング)やコミュニケーション能力等の育成、体験的な学びに重点をおいた新学習指導要領等の着実な実施とフォローアップ
- 各学校段階における外国語を使う機会の拡充(高校生の英語キャンプ等)や 先進的な取組の推進、高校生留学の促進などグローバル人材の育成に向けた**語学・コミュニケーション能力の抜本的強化**
- 全国学力・学習状況調査の充実や、**高等学校段階**での生徒の**学力状況**を多面的・客観的に**把握**する様々な仕組みの検討(**H25年度中を目途に結論**)

きめ細やかで質の高い教育指導体制の確立

- 言語活動の充実やICTの活用等による、**協働型・双方向型の授業革新**(「学びのイノベーション」)
- **教員養成の修士レベル化**に向けた体制の整備・充実など教員の養成・採用・研修の各段階を通じた一体的な改革(**H24年夏頃に結論、段階的に実施**)
- 学級規模及び教職員配置の適正化(**少人数学級の推進等**)

3. 地域の主体性、創意工夫が生かされる教育行政体制(「地域とともにある学校づくり」)の確立に向けたシステム改革

教育行政や学校のカバナンス改革により、地域の主体性や創意工夫が生かされるような教育行政体制を確立する。

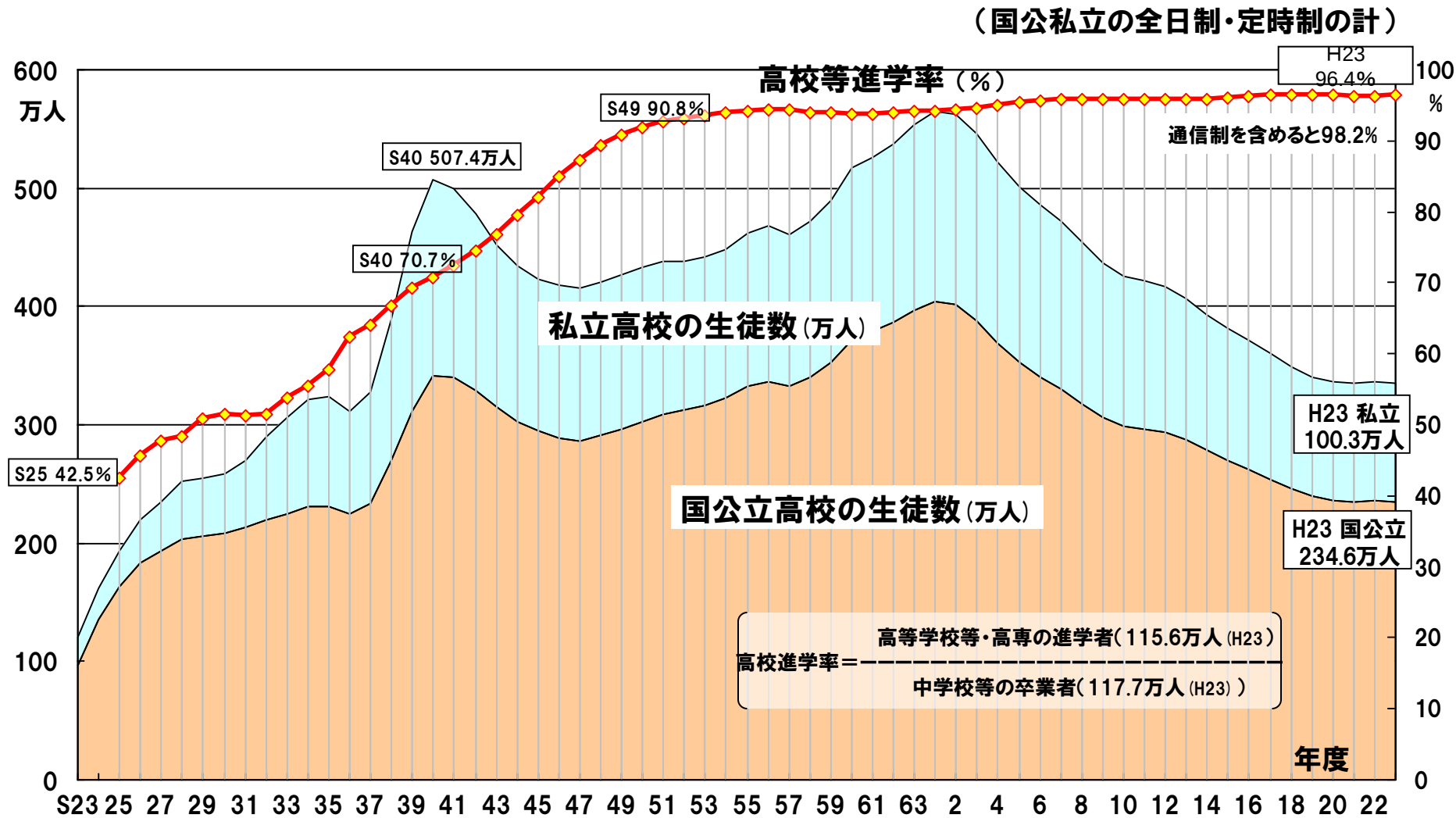
- **コミュニティ・スクール**(学校運営協議会)の拡大(**H28年度までに公立小中学校の1割(約3,000校)**)など「**地域とともにある学校づくり**」の推進
- 学校現場の実態に即した対応を可能とするための**市町村教育委員会等の裁量拡大**や**教育委員会の改革**の促進



2. 高校教育をめぐる現状と課題

高等学校等への進学率 [推移]

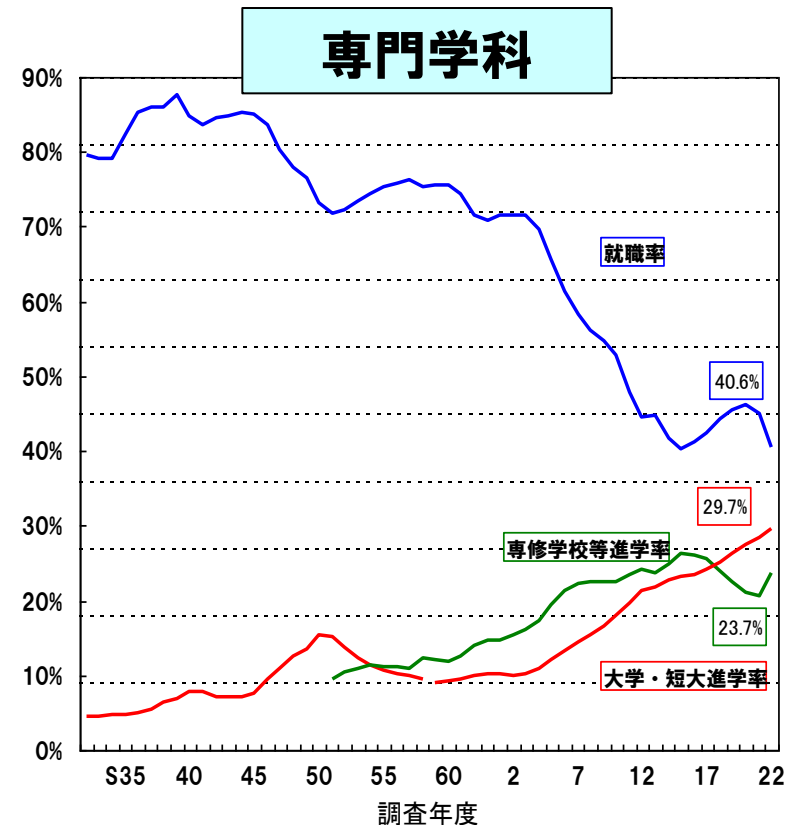
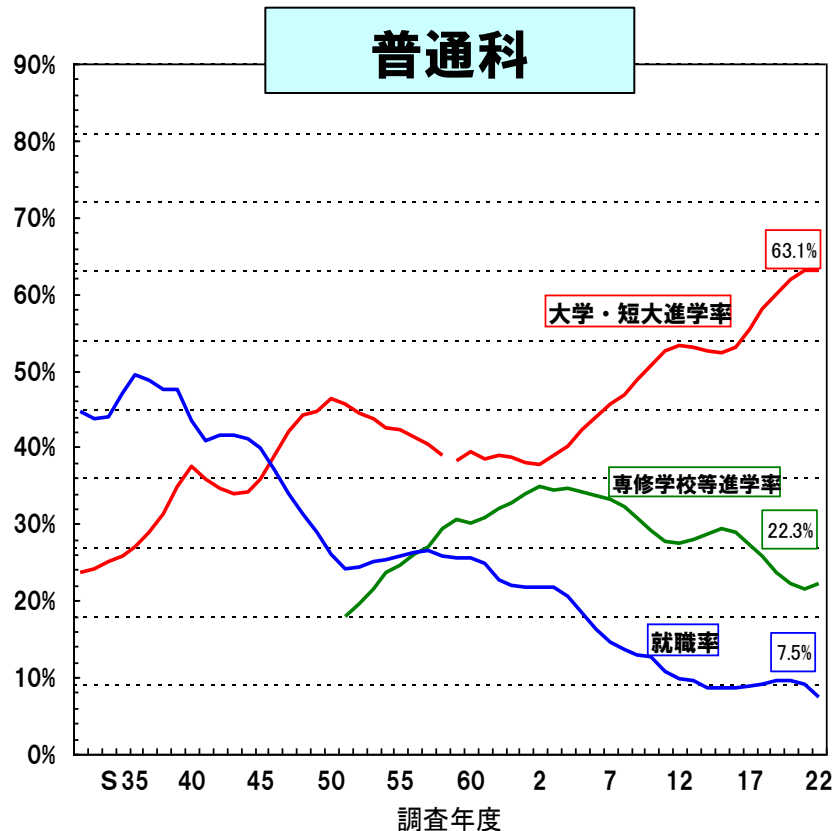
高等学校等への進学率は着実に向上し、昭和49年度に90%を超えた。



文部科学省「学校基本調査(平成23年度)」

高等学校卒業者の進路〔推移〕

普通科、専門学科ともに大学・短大進学率が上昇している。
専門学科卒業生の進路では、依然として就職する者が最も多い。



※ 全日制・定時制のみ

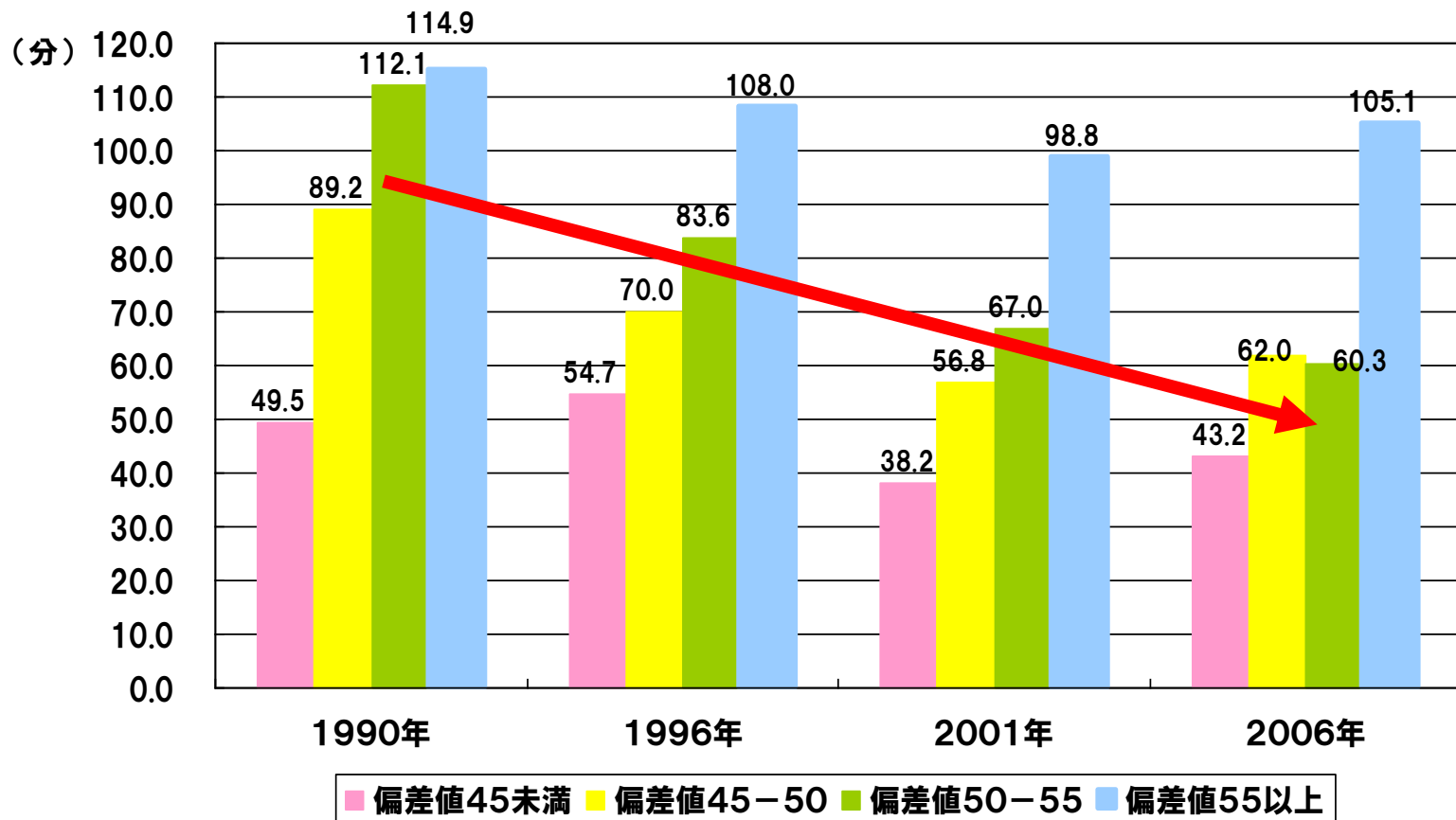
※ 専門学科は「職業学科」と「その他の学科」の合計

※ 「大学短大進学率」は、昭和58年度以前は通信制への進学を除いており、厳密には昭和59年度以降と連続しない。

(出典)文部科学省「学校基本調査(23年度)」

高校生の学校外における平日の学習時間 [推移]

ボリュームゾーンである中間層の勉強時間が大きく減少している。

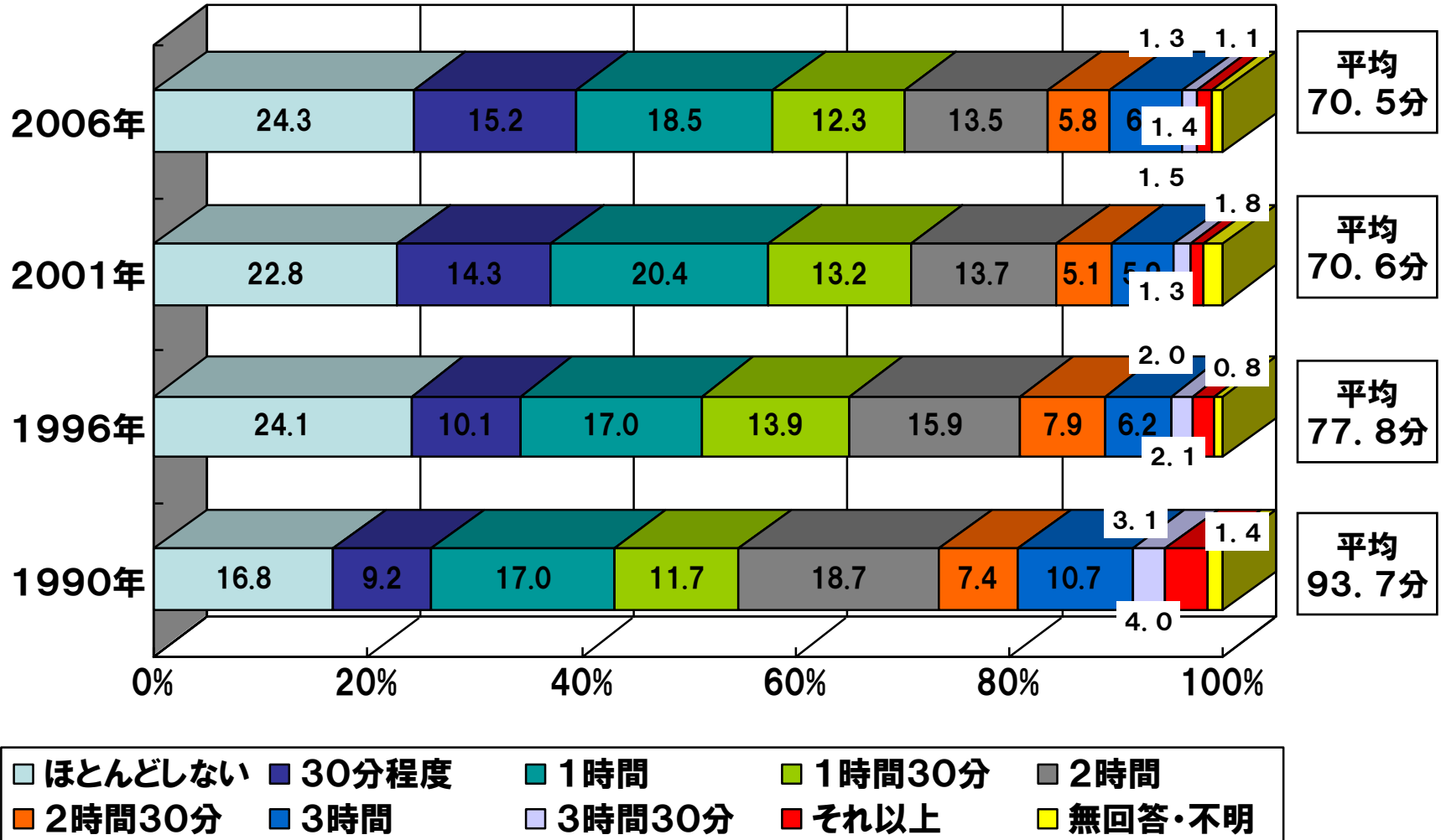


(※) 学習時間には、学習塾や予備校、家庭教師との学習時間を含む

【調査概要】高校2年生(普通科)4464人を対象に、全国4地域(東京・東北・四国・九州地方の都市部と郡部)で実施。
(出典)Benesse教育研究開発センター「第4回学習基本調査」

高校生の学力・学習意欲等の状況

学校外での平日の学習時間の経年変化

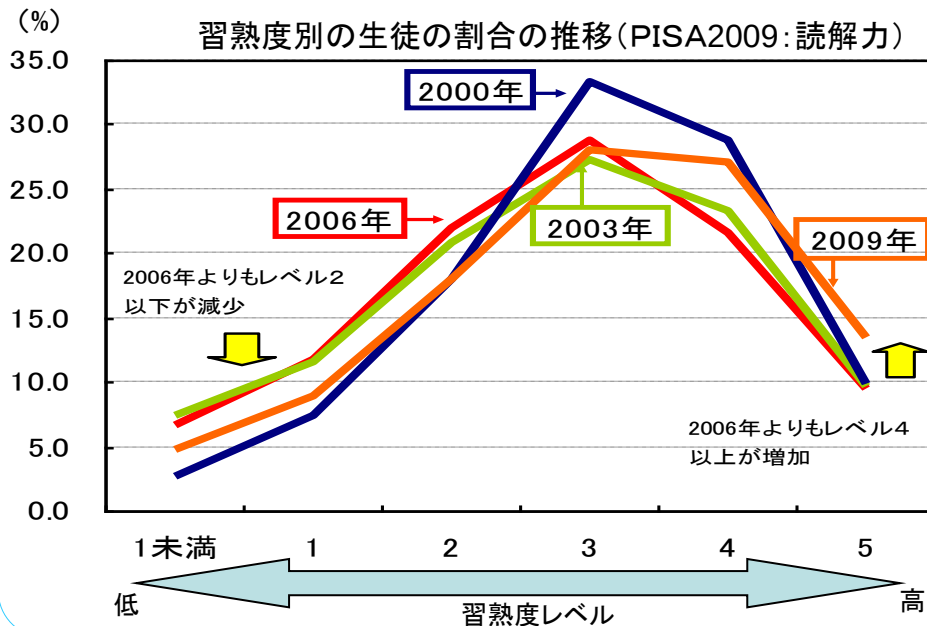


【調査概要】高校2年生(普通科)4464人を対象に、全国4地域(東京・東北・四国・九州地方の都市部と郡部)で実施。
 (出典)Benesse教育研究開発センター「第4回学習基本調査」

PISAから見た児童生徒の状況

●学習意欲・学力向上等が喫緊の課題

- ・読解力について、PISA2009では、PISA2006に比べて、レベル2以下の生徒の割合が減少し、レベル4以上の生徒の割合が増加
- ・しかし、トップレベルの国々と比べると下位層が多い。



【PISA生徒質問紙の結果】

- ・「趣味で読書をすることはない」生徒の割合
(日本:44%、OECD平均:37%) 【PISA2009】
- ・「科学について学ぶことに興味がある」生徒の割合
(日本:50%、OECD平均:63%) 【PISA2006】
- ・「数学で学ぶ内容に興味がある」生徒の割合
(日本:33%、OECD平均:53%) 【PISA2003】

各国の読解力の習熟度レベル別割合(PISA2009)

	レベル1以下	レベル2	レベル3	レベル4以上
日本	13.6%	18.0%	28.0%	40.4%
韓国	5.8%	15.4%	33.0%	45.8%
フィンランド	8.1%	16.7%	30.1%	45.1%
香港	8.3%	16.1%	31.4%	44.3%

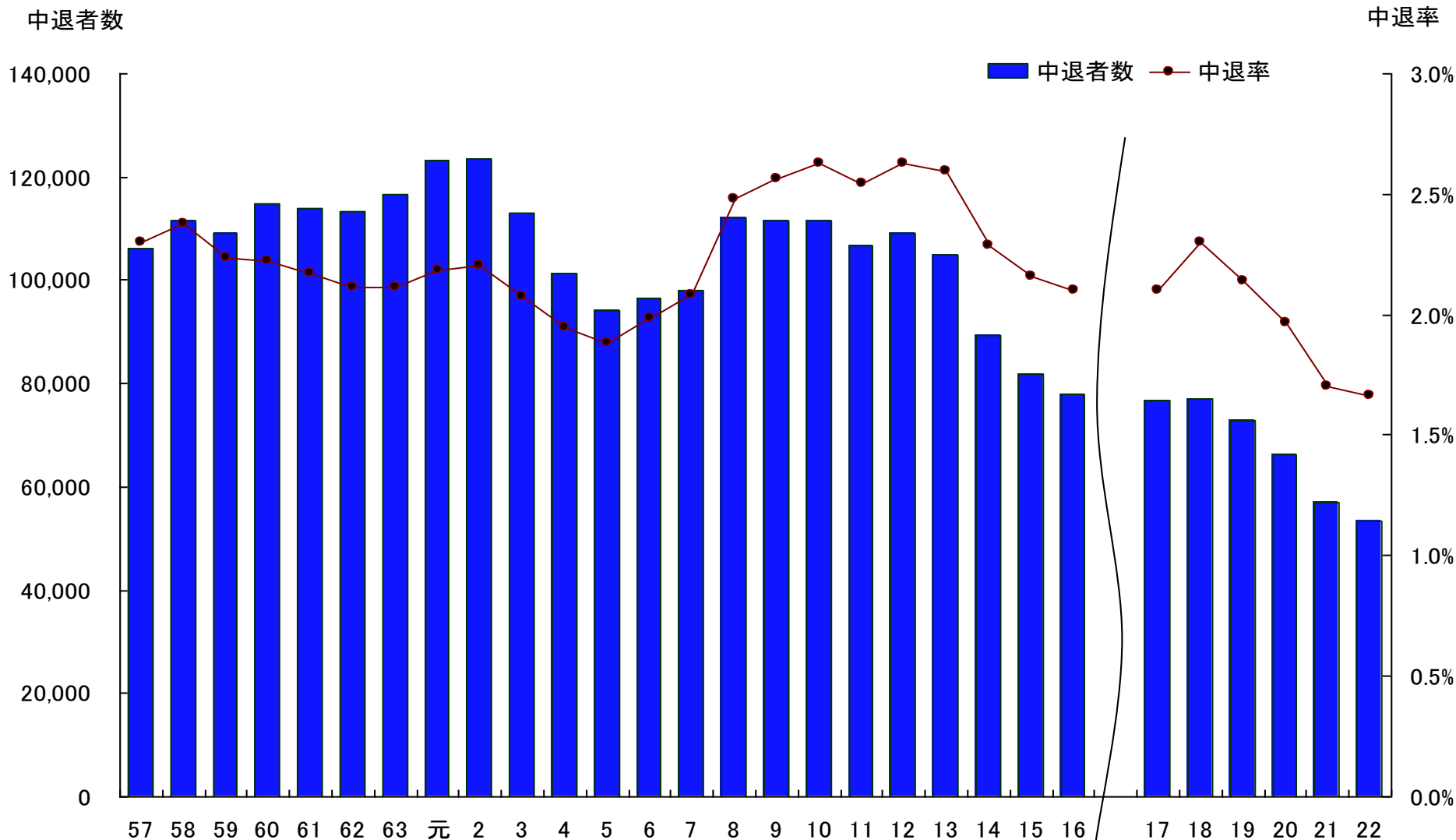
【2020年までに実現すべき成果目標】～ 新成長戦略(H22. 6. 18 閣議決定)

子どもの学力と挑戦力の向上:OECD生徒の学習到達度調査等で世界トップクラスの順位

- ①最上位国の平均並みに低学力層の子どもの割合の減少と高学力層の子どもの割合の増加
- ②「読解力」等の各分野毎の平均得点が、すべて現在の最上位国の平均に相当するレベルに到達
- ③各分野への興味関心について、各質問項目における肯定的な回答の割合が国際平均以上に上昇

高等学校における中途退学者数と中途退学率〔推移〕

平成22年度中途退学者数:53,245人（前年度:56,947人）(国公私)

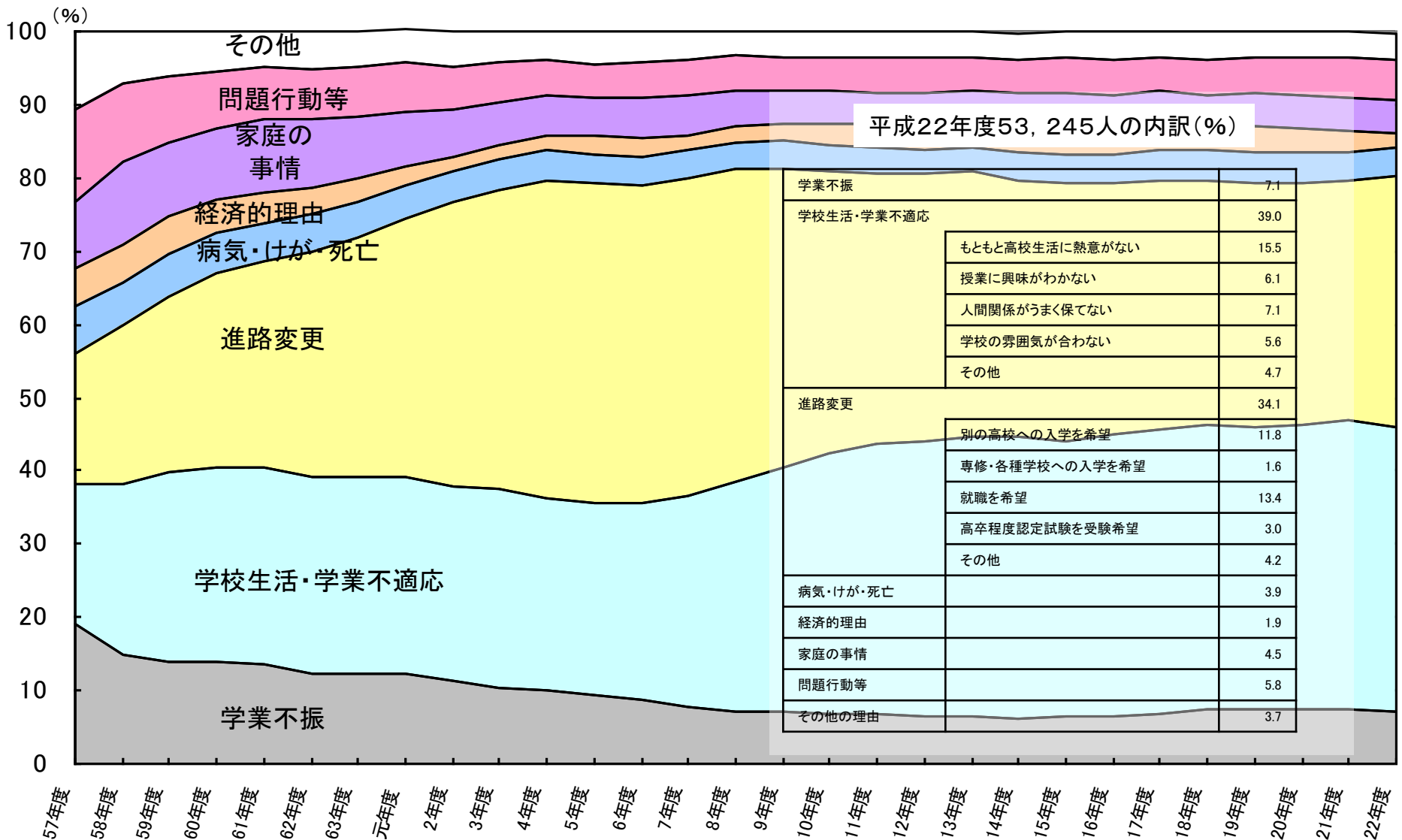


(注1) 調査対象は、平成16年度までは公・私立高等学校、平成17年度からは国立高等学校も調査

(注2) 中途退学率は、在籍者数に占める中途退学者数の割合

(注3) 平成22年度は、東日本大震災の影響により調査の実施が困難であった岩手県、宮城県、福島県を含んでいない。

高等学校における中途退学者の理由〔推移〕



(注1) 調査対象は、平成16年度までは公・私立高等学校、平成17年度からは国立高等学校も調査

(注2) 平成22年度は、東日本大震災の影響により調査の実施が困難であった岩手県、宮城県、福島県を含んでいない。

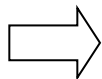
(文部科学省 「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」平成22年度調査結果)

高等学校教育改革の流れ

高等学校への進学率が上昇する中、多様化した生徒の実態に対応し、生徒の個性を最大限に伸ばすためには、特色ある学校づくりを行うとともに、個に応じた教育の充実を図ることが重要であるため、高等学校教育の多様化を推進する様々な制度改革を行ってきた。

中央教育審議会答申「新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について」（平成3年4月）

大衆化した高等学校には、能力・適性、進路、興味・関心等の極めて多様な生徒が入学している。したがって、その教育の水準や内容については一律に固定的に考えるべきものではなく、**生徒の実態に対応し、できる限り幅広く柔軟な教育を実施することが必要**となってきた。また、生徒一人一人に対して、自分の興味・関心や進路などに基づく主体的な学習を促し、それぞれの個性を最大限に伸長させるための選択の幅の広い教育を推進していくことが大切である。

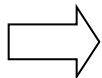


総合学科の導入、単位制高等学校の全日制への拡大、
学校間連携、学校外学修の単位認定の導入

中央教育審議会答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」（平成9年6月）

個人の多様な選択を認める豊かな成熟社会にあっては、教育においても、**子どもたち自身、あるいはその保護者が、主体的に選択する範囲を拡大していくことが必要**となる。

今後は、これまでの教育において支配的であった、あらゆることについて「全員一斉かつ平等に」という発想を「それぞれの個性や能力に応じた内容、方法、仕組みを」という考え方に転換し、取組を進めていく必要がある。



中高一貫教育制度の導入、学校外学修の単位認定の拡大

近年の主な制度改革

昭和 6 3 年	単位制高等学校 の導入（定時制・通信制）
平成 元年	定時制・通信制の修業年限の弾力化（4 年以上→3 年以上）
5 年	単位制高等学校の全日制への拡大 学校間連携、 学校外学修の単位認定 の導入
6 年	総合学科 （普通教育・専門教育の選択履修を総合的に行う学科）の導入
1 0 年	学校外学修の単位認定対象範囲の拡大
1 1 年	中高一貫教育制度 の導入
1 7 年	学校外学修等の認定可能単位数の拡大（2 0→3 6 単位）
2 2 年	外国の高等学校における履修に関する認定可能単位数の拡大 （3 0 単位→3 6 単位）

高等学校における様々な課題

高等学校教育においては、生徒の学びについて選択の機会を広げてきた一方で、様々な課題がある

- 高等学校教育全体を通じて、将来の進路等との関連を意識して学びに取り組む態度。
- 社会の一員として求められる意識・態度の育成。
- 学習時間の減少に指摘される学習意欲の減退。
- 家族や友人との人間関係をはじめ、自己の進路、将来の生き方などの青年期特有の問題に直面。
- 自己を見つめながら自我を確立し、人間としての在り方生き方についての自覚を深め、人間性を豊かに育むことができる教育の実施も必要。
- 更に、進学率の向上と多様化の進展により「高等学校」として一括りに現状を分析したり課題を捉えたりすることが困難。
- 専門学科では、産業構造の変化や技術革新・情報化等により必要とされる専門的な知識・技能が拡大・高度化
- 普通科でも、生徒の興味・関心、能力・適性が義務教育段階よりさらに多様化し、それぞれの課題は異なる。
- 例えば、生徒の進路に着目すると、その特徴に応じて、具体的には以下のような課題が見られる。
 - **選抜性の強い大学に進学する生徒**
 - ・学習内容の受験対策への偏り
 - ・優れた才能を伸ばす教育を受ける機会の不足
 - ・グローバル化に対応した人材育成の観点の不足 等
 - **選抜性の強くない大学へ進学したり専門学校へ進学したりする生徒**
 - ・大学入試の選抜機能が低下したこと等に伴う学習時間の不足
 - ・将来の職業生活等を念頭に置いた教育を受ける機会の不足 等
 - **就職する生徒**
 - ・社会や産業構造の変化に対応した教育を受ける機会の不足
 - ・職業に関する技術・技能と教科・科目の関連性が曖昧 等
- 上記の区分にかかわらず、不登校、中退、発達障害等の障害のある者など特別な支援を必要とする生徒が存在しており、以下のような課題が見られる
 - ・義務教育段階での学習内容の定着不足
 - ・不登校・中退者等への対応が不十分
 - ・発達障害等の障害のある者への対応が不十分 等

高等学校教育改革① —中教審における検討（高校教育）

○高等学校教育部会における「課題の整理と検討の視点」（平成24年8月10日）概要

高校教育の現状

中央教育審議会高
等学校教育部会にお
いて引き続き審議

○ 高校生の実態は多様であり、これに対応した改革が必要。

- ・選抜性の強い大学へ進学する生徒
- ・不登校・中退などを経験した生徒
- ・就職する生徒
- ・選抜性の強くない大学へ進学したり専門学校へ進学したりする生徒
- ・発達障害等の特別な支援を必要とする生徒

改革の視点(例)

○ 生徒の能力・適性、進路等により、各学校の役割・機能が大きく異なっている。

- 全ての生徒に共通して身に付けさせるべきものを明らかにする必要。
- 学校ごとに、地域の実情や生徒の実態を踏まえた目標とする人間像及びそのために生徒が習得すべき内容を目標として明らかにし、その内容を確実に修得させるとともに修得の状況を明らかにする様々な質保証の仕組みを構築することが必要。

振興方策(例)

(1) 高等学校教育全体の振興方策

- 近い将来主権者となる全ての生徒に共通に最低限修得させるべき内容(=コア)に関する指導の充実
 - ・社会的・職業的自立、社会・職業への円滑な移行に必要な力
 - ・社会の一員として参画し貢献する意識などの市民性
- 修得すべき内容の明確化と修得の状況を明らかにする仕組みの構築
- ICTの活用等による対話型・グループワークを取り入れた新たな学びの実施や地域の人材の活用などの授業の改善 等

(2) 各学校の目標とする人間像に応じた振興方策

- 社会経済活動の基盤を担う人材に必要な資質・能力の育成
 - ・普通科における義務教育段階の学び直しや職業教育を行うため、より柔軟な教育課程の編成を認める 等
- 専門的職業人に必要な資質・能力の育成
 - ・社会のニーズと専門教科・科目のミスマッチを解消するための取組の実施
 - ・地域・産業界等との連携・交流を通じた実践的な学習活動等による職業教育の充実 等
- 社会においてリーダーシップを発揮し、また、グローバル社会において国際的に活躍するために必要な資質・能力の育成
 - ・大学等の協力により高度な授業を受ける機会の提供等の高大連携の推進
 - ・厳格な成績評価を前提とした早期卒業を認める制度の創設 等
- 自立して社会生活・職業生活を営むための基礎的な資質・能力の育成
 - ・発達障害に関する教職員に対する研修の充実
 - ・特別支援教育支援員等の専門スタッフの充実
 - ・スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の専門スタッフの充実 等

高等学校教育改革② ―中教審における検討（高大接続）

○「大学入学者選抜の改善をはじめとする高等学校教育と大学教育の円滑な接続と連携の強化のための方策について」諮問（平成24年8月28日）概要）

中央教育審議会高
大接続特別部会にお
いて審議

高等学校教育と大学教育との接続・連携に係る現状と課題

- グローバル化、情報化、少子高齢化など社会構造が大きく変化し、先を見通すことの難しい時代
→ 生涯を通じ不断に主体的に学び考える力、予想外の事態を自らの力で乗り越えることのできる力、グローバル化に対応し活力ある社会づくりに貢献することのできる力などの育成が特に重要。
- しかし、特に高等学校教育と大学教育との接続・連携については、大学入学者選抜制度の在り方を含め様々な課題が指摘されている。高等学校教育、大学入学者選抜、大学教育は相互に密接に関連しており、高等学校教育、大学入学者選抜、大学教育の在り方を一体としてとらえ、その円滑な接続と連携のもとに、高等学校教育の質保証、大学入学者選抜の改善、大学教育の質的転換を進めることが喫緊の課題。
→ このため、国内外の様々な教育の質保証のための仕組みや構想、高等学校教育及び大学教育に関する課題についての検討状況等を踏まえつつ、特に次の事項について早急に議論。

諮問内容

- 大学入学者選抜の改善をはじめとする高等学校教育と大学教育の円滑な接続と連携の強化のための方策について

高大接続特別部会の設置

- 上記諮問を受け、(1)大学入試センター試験の在り方を含めた大学入学者選抜の改善方策、(2)大学入学者選抜と高等学校教育の質保証、大学教育の質的転換を一体的に行うための基本的な方向性、高等学校と大学との連携強化のための方策について検討を行うため、平成24年8月28日に中央教育審議会の下に設置。

高等学校教育改革③ ―平成25年度概算要求

重点要求額：6億円

課題

- 児童生徒を取り巻く社会状況が変化する中、児童生徒の個性や能力を伸ばすための多様な学校や教育の仕組みが必要。
- 平成22年度から公立高等学校の授業料無償化及び就学支援金制度が創設され、生徒の学力や学習意欲の向上等、高校教育の質の保証が必要。

野田内閣の重点方針(日本再生戦略)

社会構造の変化や地域の実情に対応した意欲ある地域の取組を推進し、新たな時代の個々人の学びをきめ細かく支援・促進する。このため、2012年度中に高校教育改革プログラム(仮称)を取りまとめるとともに、小中一貫教育制度(仮称)を創設するなど、小中一貫教育や中高一貫教育の充実等を図り、柔軟で多様な進路設計を可能とする弾力的な教育を推進する。

○多様な教育体系の確立(633制の柔軟化)に向けたシステム改革推進事業【115百万円】

① 小中一貫教育の推進

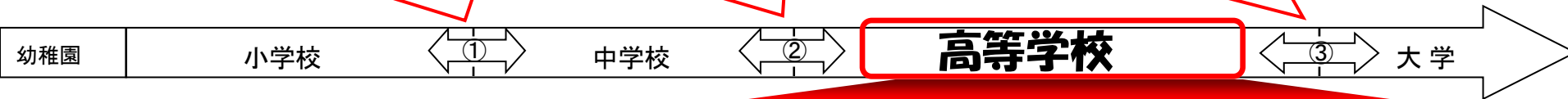
- ・都道府県教育委員会による推進体制、教員人事、教員免許等に関する実践研究の実施
- ・学校による教育課程や小中一貫教育の効果検証のための評価指標開発等に関する実践研究の実施 等

② 中高一貫教育の推進

- ・中高一貫教育を目指す学校や制度上の教育課程の特例を新たに活用する学校等を対象とした、中高一貫教育の改善充実に係る調査研究を新たに実施。

③ 高大接続の取組支援

- ・高等学校に大学教授を招き、大学教育を受ける機会の確保
- ・高校生を対象に夏休み期間等を活用し、大学等で特別講義を開設



○高校教育改革リーディングスクール推進事業【475百万円】

生徒の学びの質保証

- ①各都道府県等で生徒の能力育成と学習の成果を測るためのプランを策定し、プランを実践するリーディングスクールを決定
- ②県内で上記取組を検証
- ③検証結果を踏まえ、県内における取組拡大や国における普及



学校評価

- ・学校運営全体について、高校の特性を踏まえた評価項目・指標の設定等の実践研究を行う(連携事業)

(a)社会・職業への移行に必要な能力の育成

(生徒の能力育成にかかる取組例)

- ・全ての生徒に社会奉仕活動の実施、中学までの基礎的な学習内容の学び直し

(質保証にかかる取組例)

- ・学習目的を明確にし、それに沿った教育活動を実践し、学習の達成度を測る

(b)リーダーとなり、グローバル社会で活躍するために必要な能力の育成

(生徒の能力育成にかかる取組例)

高校生の社会的自立のため、最低限必要な能力の修得

- ・コミュニケーション能力やディベート能力の向上を図るための実践

(質保証にかかる取組例)

- ・実生活で直面する課題に対する知識・技能の活用力を測る

(c)専門的職業人に必要な能力の育成

(生徒の能力育成にかかる取組例)

- ・長期にわたる就業体験の導入・拡大、専門高校に社会人講師を活用

(質保証にかかる取組例)

- ・専門高校において、様々な学習活動の状況を踏まえ、能力向上の状況を測る

(1) 各県及び学校の取組内容に関しては、有識者による高等学校教育改革リーディングプロジェクト検討委員会(仮称)の意見を踏まえて実践。また、高校生が身に付けるべき能力・資質について、都道府県の協力を得ながら学力の状況を測るための方法について検討を行う。

(2) 生徒の学びの質保証に係る取組の成果普及の実施(全国会議、実態調査、アンケート調査等)



3. 特別支援教育をめぐる現状と課題

特別支援教育制度の概要

特別支援教育の理念

発達障害を含め障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

学校教育法の一部改正(平成19年4月施行)

- ・盲学校、聾学校、養護学校を障害種別を超えた特別支援学校に一本化。
- ・特別支援学校においては、在籍児童生徒等の教育を行うほか、小中学校等に在籍する障害のある児童生徒等の教育について助言援助に努める旨を規定。
- ・小中学校等においては、発達障害を含む障害のある児童生徒等に対して適切な教育を行うことを規定。

特別支援教育の課題

○特別支援教育の対象児童生徒の増大

- ・平成14年度から平成23年度にかけて、特別支援学校在籍者は約34%増、小・中学校の特別支援学級在籍者は約90%増、通級による指導の対象者は約106%増

○幼稚園、小・中学校、高等学校における校内支援体制の整備

- ・小・中学校 一人一人に応じたきめ細やかな支援の充実
- ・幼稚園、高等学校 全般的に支援体制に遅れ

○一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育の実現

- ・個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成

○教員の専門性の向上

- ・障害の重度・重複化、多様化等に対応した専門性の確保・向上

義務教育段階の対象の概念図

義務教育段階の全児童生徒数 1055万人

特別支援学校

視覚障害 知的障害 病弱・身体虚弱
聴覚障害 肢体不自由

0.62%
(約6万5千人)

小学校・中学校

特別支援学級

視覚障害 肢体不自由 自閉症・情緒障害
聴覚障害 病弱・身体虚弱
知的障害 言語障害
(特別支援学級に在籍する学校教育法施行令第22条の3に該当する者：約1万7千人)^{※1}

1.47%
(約15万5千人)

通常の学級

通級による指導

視覚障害 自閉症
聴覚障害 情緒障害
肢体不自由 学習障害(LD)
病弱・身体虚弱 注意欠陥多動性障害(ADHD)
言語障害

0.62%
(約6万5千人)

LD・ADHD・高機能自閉症等^{※2}
6.3%程度の在籍率^{※3}

(通常の学級に在籍する学校教育法施行令第22条の3に該当する者：約3千人)^{※1}

2.71%
(約28万5千人)

※1 平成23年度実施調査においては、東日本大震災の影響を考慮し、岩手県、宮城県、福島県及び仙台市においては調査を実施していない。

また、東京都においては調査への回答が得られなかった自治体がある。

※2 LD (Learning Disabilities) : 学習障害、ADHD (Attention-Deficit / Hyperactivity Disorder) : 注意欠陥多動性障害

※3 この数値は、平成14年に文部科学省が行った調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものでない。

(※3を除く数値は平成23年5月1日現在)

中学校卒業後の進路状況

発達障害等困難のある生徒の中学校卒業後における 進路に関する分析結果 概要（平成21年3月時点）

【調査対象】

平成14年度の文部科学省全国調査※に準じた方法で、実態調査を実施した中学校における平成20年度卒業の生徒の一部について実施（対象生徒数約1万7千人）。

※「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査」

【実施方法】

平成14年度の文部科学省全国調査に準じた方法で、平成18年度以降に実態調査を実施した中学校の3年生の一部を対象として、各中学校において発達障害等困難のある生徒の卒業後の進路を分析・推計※

※ 学級担任を含む複数の教員により判断したものであり、医師の判断による発達障害のある生徒の割合を示したものではない。

【集計結果】

調査対象の中学校3年生のうち、発達障害等困難のある生徒の割合は約2.9%であり、そのうち約75.7%が高等学校に進学することとしている。

これらの高等学校に進学する発達障害等困難のある生徒の、高等学校進学者全体に対する割合は約2.2%。

一 課程別、学科別における高等学校進学者中の発達障害等困難のある生徒の割合一

課程別		学科別	
全日制	1.8%	普通科	2.0%
定時制	14.1%	専門学科※1	2.6%
通信制	15.7%	総合学科※2	3.6%

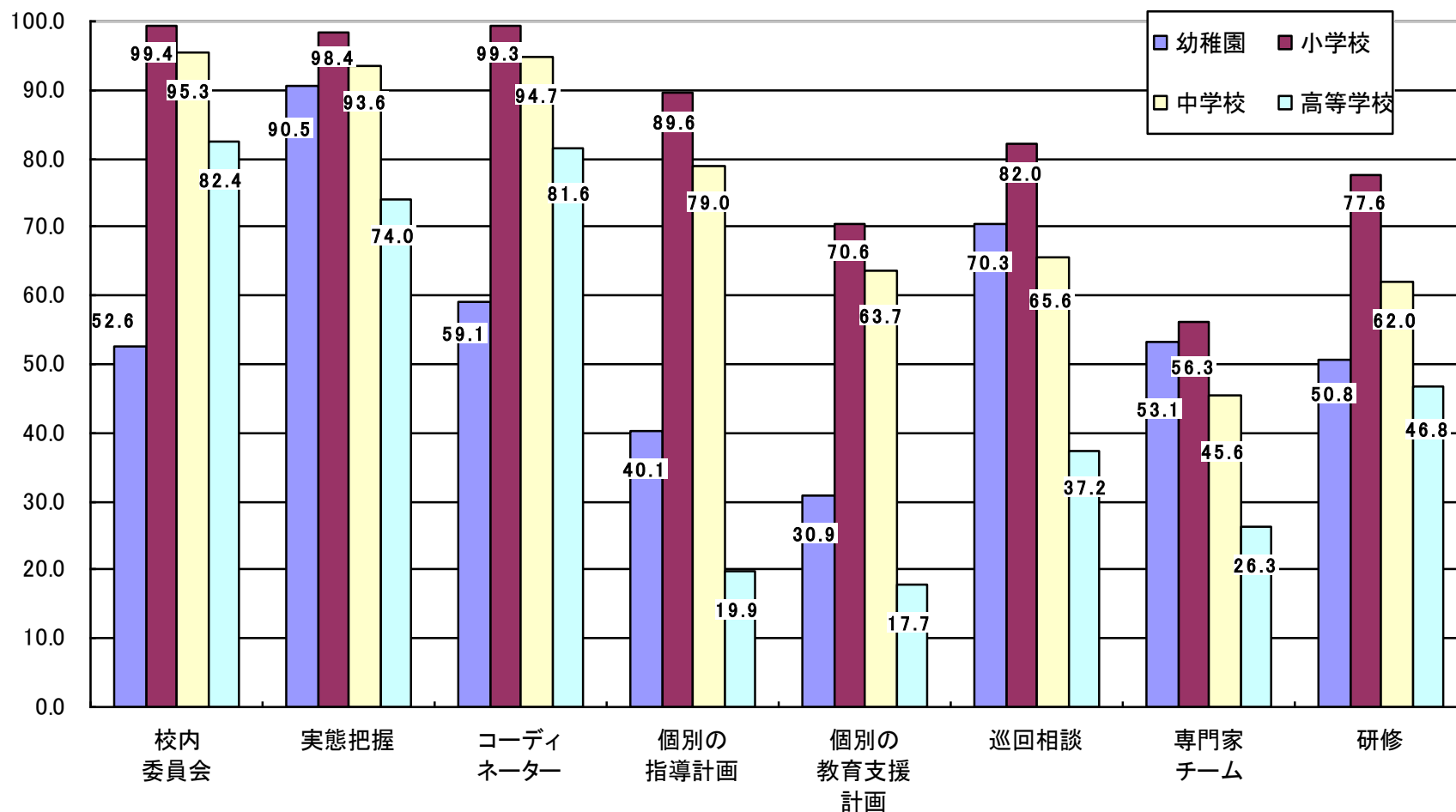
※1: 専門教育を主とする学科、※2: 普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科

学校における体制整備の状況

○ 学校における支援体制の整備状況

・小・中学校に比べ、幼稚園・高等学校は体制整備に遅れが見られる。

国公立計・幼小中高別・項目別実施率－全国集計グラフ（平成23年度）



障害者の権利に関する条約

- ・平成18年12月 国連総会において採択
- ・平成19年 9月28日 署名
- ・平成21年12月 内閣府「障がい者制度改革推進本部」及び「障がい者制度改革推進会議」設置
- ・平成22年 6月29日 障害者制度改革の推進のための基本的な方向について(閣議決定)
- ・平成22年 7月12日 中央教育審議会「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」設置
- ・平成22年12月24日 「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」論点整理とりまとめ
- ・平成23年 8月 5日 障害者基本法の一部を改正する法律が公布、一部を除き施行
※「障害者政策委員会」と「審議会その他の合議制の機関」に係る規定の部分は平成24年5月21日施行。
- ・平成24年 5月21日 内閣府「障がい者制度改革推進会議」を廃止、「障害者政策委員会」を設置
7月13日 「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」報告とりまとめ
- ・ 7月23日 報告を中央教育審議会初等中等教育分科会報告としてとりまとめ

教育関係の主要な条文(仮訳)

第二十四条 教育

- 1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、次のことを目的とするあらゆる段階における障害者を包容する教育制度(inclusive education system)及び生涯学習を確保する。
 - (a) 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。
 - (b) 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
 - (c) 障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。
- 2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。
 - (a) 障害者が障害を理由として教育制度一般(general education system)から排除されないこと及び障害のある児童が障害を理由として無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。
 - (b) 障害者が、他の者と平等に、自己の生活する地域社会において、包容され、質が高く、かつ、無償の初等教育の機会及び中等教育の機会を与えられること。
 - (c) 個人に必要とされる合理的配慮が提供されること。
 - (d) 障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を教育制度一般の下で受けること。
 - (e) 学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられることを確保すること。

障害者基本法の一部改正

経緯等

- 平成 5年 心身障害者対策基本法を障害者基本法と改称
- 平成16年6月 4日 障害者基本法の一部を改正する法律が公布・施行
(同法附則第3条において、施行後5年を目途として検討し、必要な措置を講ずることとされている。)
- 平成23年3月11日 障がい者制度改革推進本部において障害者基本法改正案決定
- 平成23年4月22日 閣議決定
- 平成23年6月16日 障害者基本法改正案が衆議院で一部修正の上、可決
- 平成23年7月29日 障害者基本法改正案が参議院で可決・成立
- 平成23年8月 5日 障害者基本法の一部を改正する法律が公布・施行**

(「障害者政策委員会」と「審議会その他の合議制の機関」に係る規定の部分については平成24年5月21日施行。)

教育の条文のみ抜粋

【改正後】(下線部は改正部分)

(教育)

第十六条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

(削除)

2 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。

【改正前】

(教育)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢、能力及び障害の状態に応じ、十分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関する調査及び研究並びに学校施設の整備を促進しなければならない。

(新設)

3 国及び地方公共団体は、障害のある児童及び生徒と障害のない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。

(新設)

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」

(H24.7.23中教審初中分科会報告)

1. 共生社会の形成にむけて

○障害者権利条約によれば、インクルーシブ教育システムとは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な機能等を最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

○共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていくことが必要。

○同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要。

○それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか、これが最も本質的な視点。

2. 就学相談・就学先決定の在り方について

3. 障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備

○障害のある子どもに対する合理的配慮の充実を図る上で、その基礎となる環境整備の充実は不可欠である。

○合理的配慮は新しい概念であり、その確保についての理解は不十分であることから、国としての合理的配慮のデータベースを整備し、設置者・学校、本人・保護者の参考に供することが必要である。

※障害者の権利に関する条約において、「合理的配慮」とは、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう」とされている。

4. 多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進

○幼稚園、高等学校における環境整備の充実のため、特別支援学校のセンター的機能の活用等により教員の研修を行うなど、各都道府県教育委員会が環境を整えていくことが重要である。

5. 特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等

○インクルーシブ教育システム構築のため、すべての教員は特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが求められる。特に発達障害に関する一定の知識・技能は、発達障害の可能性のある児童生徒の多くが通常の学級に在籍していることから必須である。これについては、教員養成段階で身につけることが適当であるが、現職教員については、研修の受講等により基礎的な知識・技能の向上を図る必要がある。

特別支援教育の推進に関する取組 —平成25年度概算要求

◆インクルーシブ教育システム構築事業 1,050百万円

・改正障害者基本法の趣旨を踏まえ、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として、早期からの教育相談・支援体制の構築、幼小中高校における合理的配慮の充実及び拠点・学校の整備、高等学校の特別支援の充実、就学奨励費の支給対象の拡大、医療的ケアのための看護師配置、インクルーシブ教育システムに関するデータベース構築、合理的配慮の関連知識の習得及び情報共有を図るためのセミナー開催等を行う。

【関連施策】・教職員定数の改善（通級指導など特別支援教育の充実 600人の定数改善増）【5年計画(H25～H29)の改善総数2,900人の初年度分】
・学校施設整備（公立学校のバリアフリー化）など

◆発達障害に関する教職員の専門性向上事業 106百万円

・発達障害のある児童生徒への支援にあたり、教員の発達障害に関する正しい理解を図るための事業を実施するとともに、発達障害に関する専門的・実践的な知識を有する教職員を育成するための事業を実施する。

◆特別支援教育就学奨励費負担等 8,100百万円

・特別支援学校及び特別支援学級等への就学の特殊事情を踏まえ、これらの学校に就学する障害のある児童生徒等の保護者の経済的負担を軽減するため、「特別支援学校への就学奨励に関する法律」等に基づき、通学費、学用品費等の就学に必要な経費を援助する。

◆教科用特定図書等普及推進事業 109百万円

・障害のある児童及び生徒が十分な教育を受けることができるよう、多くの弱視児童生徒のニーズに対応した標準規格に基づく拡大教科書等の普及や、ボランティア団体等にとって使い勝手のよい教科書デジタルデータの提供など、教科用特定図書等の普及促進等を図る。

◆特別支援教育に関する実践研究充実事業 29百万円

・全国の特別支援学校や小・中学校等の特別支援教育に関する教育課程の編成等について実践的な研究を実施。

◆民間組織・支援技術を活用した特別支援教育研究事業 25百万円

・発達障害等のある児童生徒の障害特性などに応じた適切な教科用図書等や教材を提供するため、その支援技術等に関する研究や普及推進を実施。

◆特別支援教育に関する教職員等の資質向上事業 15百万円

・視覚障害及び聴覚障害の専門教科等に対応した教育の充実や教員の専門性を向上する研修等の実施等。



4. その他（教育公務員制度関係）

「事務職員」がどのように法律に規定されているか その1

学校教育法

(昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号)

第三十七条

小学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び◆事務職員◆を置かなければならない。

2 小学校には、前項に規定するもののほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭その他必要な職員を置くことができる。

3 第一項の規定にかかわらず、副校長を置くときその他特別の事情のあるときは教頭を、養護をつかさどる主幹教諭を置くときは養護教諭を、特別の事情のあるときは◆事務職員◆を、それぞれ置かないことができる。

4～13 (略)

14 ◆事務職員◆は、事務に従事する。

15～19 (略)

第六十条

高等学校には、校長、教頭、教諭及び◆事務職員◆を置かなければならない。

2 高等学校には、前項に規定するもののほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、養護教諭、栄養教諭、養護助教諭、実習助手、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

3 第一項の規定にかかわらず、副校長を置くときは、教頭を置かないことができる。

4 実習助手は、実験又は実習について、教諭の職務を助ける。

5 特別の事情のあるときは、第一項の規定にかかわらず、教諭に代えて助教諭又は講師を置くことができる。

6 技術職員は、技術に従事する。

第六十二条

第三十条第二項、第三十一条、第三十四条、第三十七条第四項から第十七項まで及び第十九項並びに第四十二条から第四十四条までの規定は、高等学校に準用する。この場合において、第三十条第二項中「前項」とあるのは「第五十一条」と、第三十一条中「前条第一項」とあるのは「第五十一条」と読み替えるものとする。

小・中学校の場合と異なり特別の事情が有る場合の例外を認めることもなく必置されるものである「第7次改訂版 逐条 学校教育法P533」

高等学校設置基準

(平成十六年三月三十一日文部科学省令第二十号)

学校教育法第三条の規定に基づき、高等学校設置基準の全部を改正する省令を次のように定める。

(◆事務職員◆の数)

第十一条

高等学校には、全日制の課程及び定時制の課程の設置の状況、生徒数等に応じ、相当数の◆事務職員◆を置かなければならない。

「事務職員」がどのように法律に規定されているか その2

学校教育法施行規則

(昭和二十二年五月二十三日文部省令第十一号)

第四十七条

小学校においては、前三条に規定する教務主任、学年主任、保健主事及び事務主任のほか、必要に応じ、校務を分担する主任等を置くことができる。

昭和50年の学校教育法施行規則の一部改正において明確に規定された(主任制度の整備)

第八十二条

高等学校には、事務長を置くものとする。

2 事務長は、◆事務職員◆をもつて、これに充てる。

3 事務長は、校長の監督を受け、◆事務職員◆その他の職員が行う事務を総括し、その他事務をつかさどる。

第百四条

第四十三条から第四十九条まで(第四十六条を除く。)、第五十四条、第五十七条から第七十一条まで(第六十九条を除く。)の規定は、高等学校に準用する。

地方自治法

(昭和二十二年四月十七日法律第六十七号)

第百七十一条 会計管理者の事務を補助させるため出納員その他の会計職員を置く。ただし、町村においては、出納員を置かないことができる。

2 出納員その他の会計職員は、普通地方公共団体の長の補助機関である職員のうちから、普通地方公共団体の長がこれを命ずる。

3 出納員は、会計管理者の命を受けて現金の出納(小切手の振出しを含む。)若しくは保管又は物品の出納若しくは保管の事務をつかさどり、その他の会計職員は、上司の命を受けて当該普通地方公共団体の会計事務をつかさどる。

4 普通地方公共団体の長は、会計管理者をしてその事務の一部を出納員に委任させ、又は当該出納員をしてさらに当該委任を受けた事務の一部を出納員以外の会計職員に委任させることができる。この場合においては、普通地方公共団体の長は、直ちに、その旨を告示しなければならない。

5 普通地方公共団体の長は、会計管理者の権限に属する事務を処理させるため、規則で、必要な組織を設けることができる。

「事務職員」がどのように法律に規定されているか その3

地方公務員法

(昭和二十五年十二月十三日法律第二百六十一号)

(この法律の効力)

第二条 地方公務員(地方公共団体のすべての公務員をいう。)に関する従前の法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程の規定がこの法律の規定に抵触する場合には、この法律の規定が、優先する。

(任命権者)

第六条 地方公共団体の長、議会の議長、選挙管理委員会、代表監査委員、教育委員会、人事委員会及び公平委員会並びに警視總監、道府県警察本部長、市町村の消防長(特別区が連合して維持する消防の消防長を含む。)その他法令又は条例に基づく任命権者は、法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律並びにこれに基づく条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、それぞれ職員の任命、休職、免職及び懲戒等を行う権限を有するものとする。

(特例)

第五十七条 職員のうち、公立学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する公立学校をいう。)の教職員(同法に規定する校長、教員及び事務職員をいう。)、単純な労務に雇用される者その他その職務と責任の特殊性に基づいてこの法律に対する特例を必要とするものについては、別に法律で定める。但し、その特例は、第一条の精神に反するものであつてはならない。

「別に法律で定める。」

教育公務員特例法(教員)、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(もっぱら県費負担教職員)、地方公営企業労働関係法(単純労務職員)

公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律

(昭和三十三年五月二十日法律第百十七号)

公立の学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいい、大学を除く。以下同じ。)の事務職員が結核性疾患のため長期の休養を要する場合に該当して休職にされたときは、当該休職の期間及び当該休職の期間中の給与については、他の法令の規定にかかわらず、教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第十四条の規定を準用する。

教育公務員特例法

(昭和二十四年一月十二日法律第一号)(休職の期間及び効果)

第十四条 公立学校の校長及び教員の休職の期間は、結核性疾患のため長期の休養を要する場合の休職においては、満二年とする。ただし、任命権者は、特に必要があると認めるときは、予算の範囲内において、その休職の期間を満三年まで延長することができる。

2 前項の規定による休職者には、その休職の期間中、給与の全額を支給する。

「事務職員」がどのように法律に規定されているか その4

地方公務員法

(昭和二十五年十二月十三日法律第二百六十一号)

(給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準)

第二十四条

6 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

都道府県で条例で定める→財源は？ 義務は国庫負担があるが、県立学校は？

地方交付税法

(昭和二十五年五月三十日法律第二百十一号)

(測定単位及び単位費用)

第十二条 地方行政に要する経費のうち各地方団体の財政需要を合理的に測定するために経費の種類を区分してその額を算定するもの(次項において「個別算定経費」という。)の測定単位は、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類の欄に掲げる経費について、それぞれその測定単位の欄に定めるものとする。

(ざっくりと) 需要－収入＝交付税

需要の基礎数値の中に事務職員が含まれている。(義務も国庫負担の裏は交付税)

普通交付税に関する省令

(昭和三十七年八月二十日自治省令第十七号)

(測定単位の数値の算定方法)

第五条

法第十二条第一項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、それぞれ中欄に定める算定方法によつて、下欄に掲げる表示単位に基づいて算定する。

二十一 高等学校の教職員数

1 都道府県にあつては公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律第八条から第十二条まで及び第二十二條並びに公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令第三条の規定により算定した当該年度の五月一日現在における当該都道府県立の高等学校の全日制及び定時制の課程に係る教職員の定数の標準となる数とし、市町村にあつては公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律第八条から第十二条まで及び第二十二條並びに公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令第三条の規定により算定した当該年度の五月一日現在における当該市町村立の高等学校の全日制及び定時制の課程に係る教職員の定数の標準となる数とする。

2 1の全日制及び定時制の課程の区分は、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律第二条第二項に規定する全日制及び定時制の課程の区分による。

兼職兼業等の取扱い、学校における会計処理の適正化について（通知）＜概要＞

平成24年5月9日初等中等教育局長通知の概要

1. PTA等主催事業に係る兼職兼業等の取扱いについて

- ① 学校本来の教育活動として行われるべきものについては、教職員が報酬を得てこれに従事することは適当でない。

【学校本来の教育活動の例】

- ア)教育課程の一部として実施していると思なされるもの
- イ)必修であるもの
- ウ)事業が勤務時間と連続しているなど、勤務時間中との職務との区別が明確でないもの

- ② ①以外の事業でも、兼職兼業等にあたる場合には、教育委員会等の許可が必要。
その際、事業の実施方法や報酬の多寡等が、社会通念上妥当なものであること。

- ③ PTA等が学校施設を利用して補習等を行う場合、使用許可が必要。

2. 学校における会計処理の適正化に係る留意事項

- ① 以下のような経費は、住民・保護者等に負担転嫁してはならない。

- ・高校の建設事業費(地財法第27条の4)
(これ以外であっても、安易に保護者等に負担転嫁することは適当でない。)
- ・公務出張の旅費(保護者会等の主催事業に依頼を受けて出張し、先方負担とする場合等を除く。)
- ・職員の給与

- ② 住民に対して、寄附金等を割り当てて徴収してはならない(地財法第4条の5)。
学校関係団体からの自発的な寄附(金銭・物件)は禁止されていないが、受納に当たっては適正な会計処理手続きを経ること。

- ③ 学校会計について、学校関係団体の会計と明確に区分して処理するとともに、できるだけ情報公開するよう努めること。

地方公務員の雇用と年金の接続に関する制度概要（案）

総務省作成から抜粋

1 民間企業において高年齢者雇用確保措置実施済企業の82.6%が継続雇用制度により対応している現状、高年齢者雇用安定法改正法において継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準に基づく制度の廃止等を措置していること、国家公務員の基本方針を踏まえ、定年退職する職員が再任用を希望する場合、当該職員の任命権者は、定年退職日の翌日、当該職員を再任用職員として採用するものとすること。

ただし、国家公務員の基本方針における「その者が最下位の職制上の段階の標準的官職（係員等）に係る標準職務遂行能力及び当該官職についての適性を有しない場合」に相当する場合には、任命権者は上記の義務を課されないものとする。

※ 継続雇用制度：現に雇用している高年齢者が希望するときは、当該高年齢者をその定年後も引き続いて雇用する制度

2 1に基づく再任用期間の末日は、雇用と年金の接続が図られるよう、退職共済年金の支給開始年齢に達する日以後における最初の3月31日までの間において条例で定める日以前とすること。

※ 再任用期間の末日は、以下により退職共済年金の支給開始年齢が段階的に引き上げられるのに応じて、段階的に引き上げることとする。

昭和28年4月2日～昭和30年4月1日生まれ 61歳

昭和30年4月2日～昭和32年4月1日生まれ 62歳

昭和32年4月2日～昭和34年4月1日生まれ 63歳

昭和34年4月2日～昭和36年4月1日生まれ 64歳

昭和36年4月2日生まれ～ 65歳

3 任命権者は、1において再任用職員として採用される職員の任期について、1年を超えない範囲内で定めることとし、1ただし書の場合を除き、2の再任用期間の末日までの間、1年を超えない範囲内で更新するものとすること。

※ 年度ごとに能力及び適性を確認し、1年間の任期を2の再任用期間の末日まで更新する運用を想定

4 現行の再任用に係る規定（地方公共団体の組合と構成団体間の再任用に係る規定を含む。）は存置するものとすること。

5 特定警察職員等（地方公務員等共済組合法附則第18条の2第1項第1号に規定する警部以下の警察官又は消防司令以下の消防吏

雇用と年金の接続について

背景

公的年金の支給開始年齢が、平成25年度以降段階的に60歳から65歳へと引き上げられることに伴い、現行の60歳定年制度のままでは無収入となる期間が発生。雇用と年金の接続は官民共通の課題
(平成23年9月30日「定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出の骨子」(抄) 人事院)

【民間】

○高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律
(平成24年8月29日可決・成立)

「継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止(平成25年4月1日施行)

継続雇用制度の対象となる高年齢者につき事業主が労使協定により定める基準により限定できる仕組みを廃止する。」

「高年齢者雇用確保措置の実施・運用指針の策定(国会で修正)

厚労大臣は、心身の故障のため業務の遂行に堪えない者等の継続雇用制度における取扱いを含む指針を定めるものとする。」

→継続雇用制度の充実強化

【国家公務員】

○「国家公務員の雇用と年金の接続に関する基本方針」の決定
(平成24年3月23日 国家公務員制度改革推進本部決定・行政改革実行本部決定)

「定年退職する職員がフルタイム再任用(常時勤務を要する官職への採用)を希望する場合、当該職員の任命権者は、定年退職日の翌日、常時勤務を要する官職に当該職員を採用するものとする。」

→再任用義務化(定年延長によらない)

【地方公務員】

○国家公務員の措置に遅れることなく措置を講じる

「地方公務員についても、雇用と年金の接続に向けて、この国家公務員の基本方針を踏まえつつ、地方の実情にも留意し、地方自治体関係者のご意見を十分伺った上で、早期に検討してまいります。」

(平成24年3月23日 国家公務員制度改革推進本部・行政改革実行本部合同会合 川端総務大臣発言)

各都道府県・指定都市教育委員会の意見

- 再任用の義務化について「民間の状況などから妥当」
- 「新規採用と再任用義務化の両立」に対する懸念と対策の必要性
- 義務化の勤務形態について「フルタイム・短時間は従来通り任命権者が選べるようにして欲しい」
- 「地方公共団体の自由度の高い制度とすべき」

その他の意見

- 「短時間とすることで、高齢者と若年者のワークシェアができる」
- 「組織活力の維持及び職員の能力の活用のため、短時間再任用など、多様な働き方を実現する必要がある。」

※地方公共団体へのアンケート

- 1 対象団体：都道府県、政令指定都市、市、特別区、町、村及び組合
- 2 内容：地方公務員の雇用と年金の接続方策の検討の参考とするため、「国家公務員の雇用と年金の接続に関する基本方針」について意見を聴取（平成24年4月18日～5月10日）。



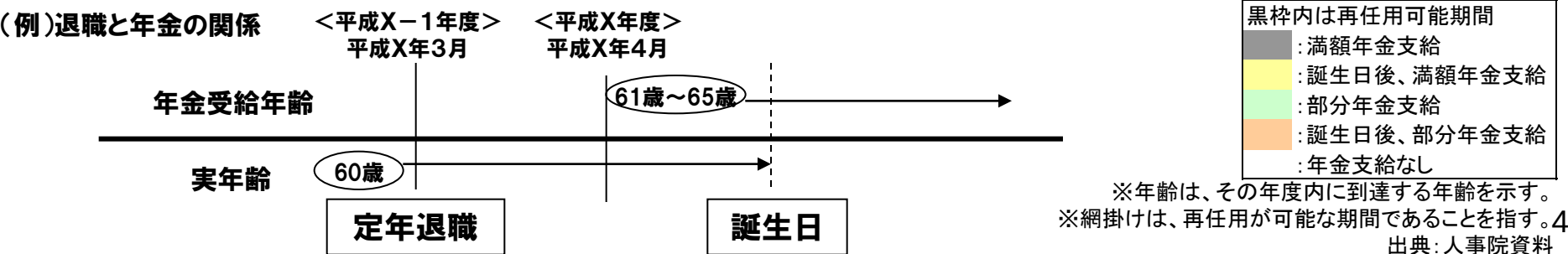
地方公務員の雇用と年金の接続に関する制度概要（案）へ意見反映

- 職員が再任用を希望する場合、定年退職日の翌日、再任用職員として採用。
- 任命権者が、フルタイムか短時間を選択できる制度設計。

雇用と年金の接続についてのスケジュール

60歳定年退職者の再任用が可能な期間と退職共済年金の関係

		再任用上限年齢と年度 (太字及び丸囲みは年金受給年齢が引き上がる時期)																			
		63歳			64歳			61歳		62歳		65歳		63歳		64歳		65歳			
		19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38
定年退職年度	平成20年度			61歳	62歳	63歳	64歳	65歳													
	21年度				61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	←											
	22年度				↑	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳											
	23年度						61歳	62歳	63歳	64歳	65歳										
	24年度	満額年金の支給開始が満65歳となる最初の世代						61歳	62歳	63歳	64歳	65歳									
	25年度							61歳	62歳	63歳	64歳	65歳									
	26年度							↑	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳								
	27年度								61歳	62歳	63歳	64歳	65歳								
	28年度				満61歳となるまで、無年金となる状況が発生						61歳	62歳	63歳	64歳	65歳						
	29年度											61歳	62歳	63歳	64歳	65歳					
	30年度											61歳	62歳	63歳	64歳	65歳					
	31年度												61歳	62歳	63歳	64歳	65歳				
	32年度													61歳	62歳	63歳	64歳	65歳			
	33年度														61歳	62歳	63歳	64歳	65歳		
	34年度															61歳	62歳	63歳	64歳		



雇用と年金の接続についての基本方針(国家公務員) 抜粋

国家公務員の雇用と年金の接続に関する基本方針【抜粋】

(平成24年3月23日、国家公務員制度改革推進本部決定・行政改革実行本部決定)

1 再任用による雇用と年金の接続

① 定年退職する職員がフルタイム再任用を希望する場合、当該職員の任命権者は、定年退職日の翌日、フルタイム勤務を要する官職に当該職員を採用するものとする。

* ただし、その者が最下位の職制上の段階の標準的官職(係員等)に係る標準職務遂行能力及び当該官職についての適性を有しない場合、任命権者は上記の義務を課されないものとする。

② 任命権者は、①の採用を行う際には、従前の勤務実績等に基づき、標準職務遂行能力及び適性を有すると認められる官職に任命するものとする。

* 例えば本省課長補佐級で定年退職した者について、能力及び適性等に応じて、補佐級に再任用される場合の他、係長級や係員級に再任用される場合があり得る。

2 組織活力の維持及び職員の能力の活用の方策

① 1の再任用に当たり、本府省の局長、部長、課長等が定年に達し、当該職員がフルタイム再任用を希望する場合、他の官職で再任用することについて検討する。

② 定年退職する職員が短時間再任用を希望する場合、任命権者ができる限り当該希望に沿った対応ができるような環境を整備する。

③ 能力・実績に基づく人事管理の徹底、職業生活の節目における職員の将来のキャリアプランに関する意向の聴取、職員が培ってきた多様な専門的知識や経験を公務内で積極的に活用できる環境の整備、人事交流機会の拡大等の対応を図る。

④ 早期退職に対するインセンティブを高めるための給付の措置や、民間の支援会社の活用も含めた再就職の支援等の措置の具体化に向けて検討し、早急に実施に移す。

3 60歳超職員の追加的増加への対応

希望する職員を1に基づき再任用することにより3年度に一度60歳を超える職員が公務部内に追加的に留まることと、組織の将来を担う若手職員の安定的・計画的な確保及び人事の新陳代謝を図ることが可能となるよう、総人件費改革等の観点も踏まえつつ、必要な措置を講じる。

4 1に基づき再任用された職員の給与の在り方

1に基づき再任用された職員の給与の在り方に関しては、総人件費改革や職員の能力活用の観点も踏まえつつ、別途検討する。

地方公務員法の一部を改正する法律案の概要（協約締結権）

地方公務員に係る制度の改革を進めるため、自律的労使関係制度の措置に伴う所要の措置を講ずるとともに、能力及び実績に基づく人事管理の徹底並びに退職管理の適正の確保のための措置を講ずる。

自律的労使関係制度の措置

- ① 一般職の地方公務員（団結権を制限される職員等を除く。）への協約締結権の付与に伴い、勤務条件等に関する人事委員会勧告制度を廃止する。
- ② 住民への説明責任を果たし、住民の理解を得る観点から、人事委員会が民間の給与等の実態を調査・把握する。

能力及び実績に基づく人事管理の徹底

勤務評定を廃止し、人事評価その他の能力の実証に基づき任用することとする人事管理制度を導入する。

職管理の適正の確保

退職職員による現職職員への働きかけに関する規制等を導入する。

消防職員

消防職員について、団結権を付与し、当局と交渉ができることとする（協約締結権は付与しない）。同時に、消防職員委員会制度は廃止することとする（消防組織法の改正）。

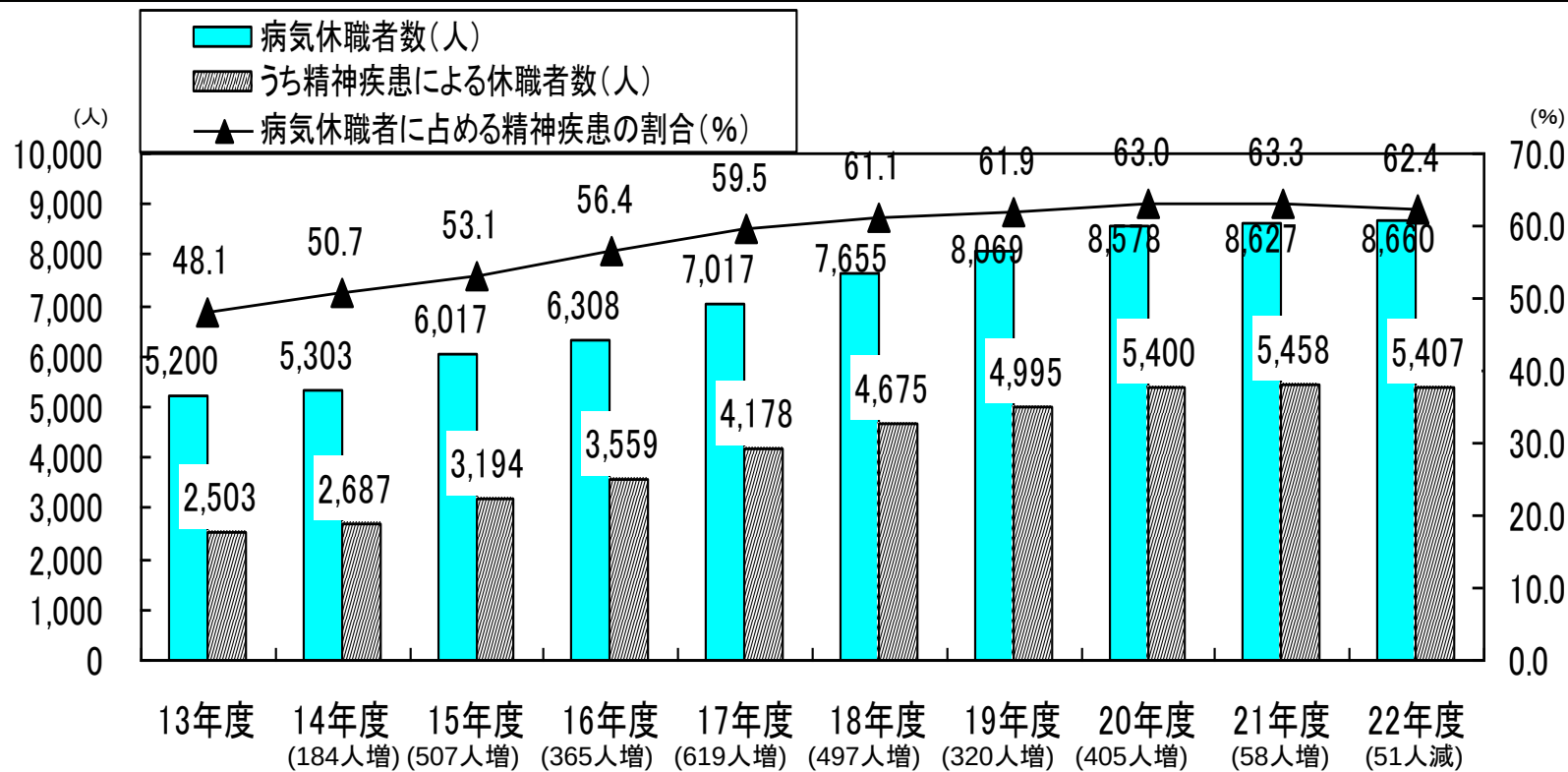
施行日

- （１）：公布日から３年６月を超えない範囲内において政令で定める日
- （２）及び（３）：公布日から２年を超えない範囲内において政令で定める日
- （４）：（１）の施行日から３年後

11月15日付けで「地方公務員法の一部を改正する法律案」と「地方公務員の労働関係に関する法律案」が閣議決定され、国会に提出。
両法案について、仮に国会で成立する前に衆議院が解散された場合には廃案

教職員のメンタルヘルス対策について

精神疾患による病気休職者数は、増加傾向。在職者に占める割合は、約0.6%。

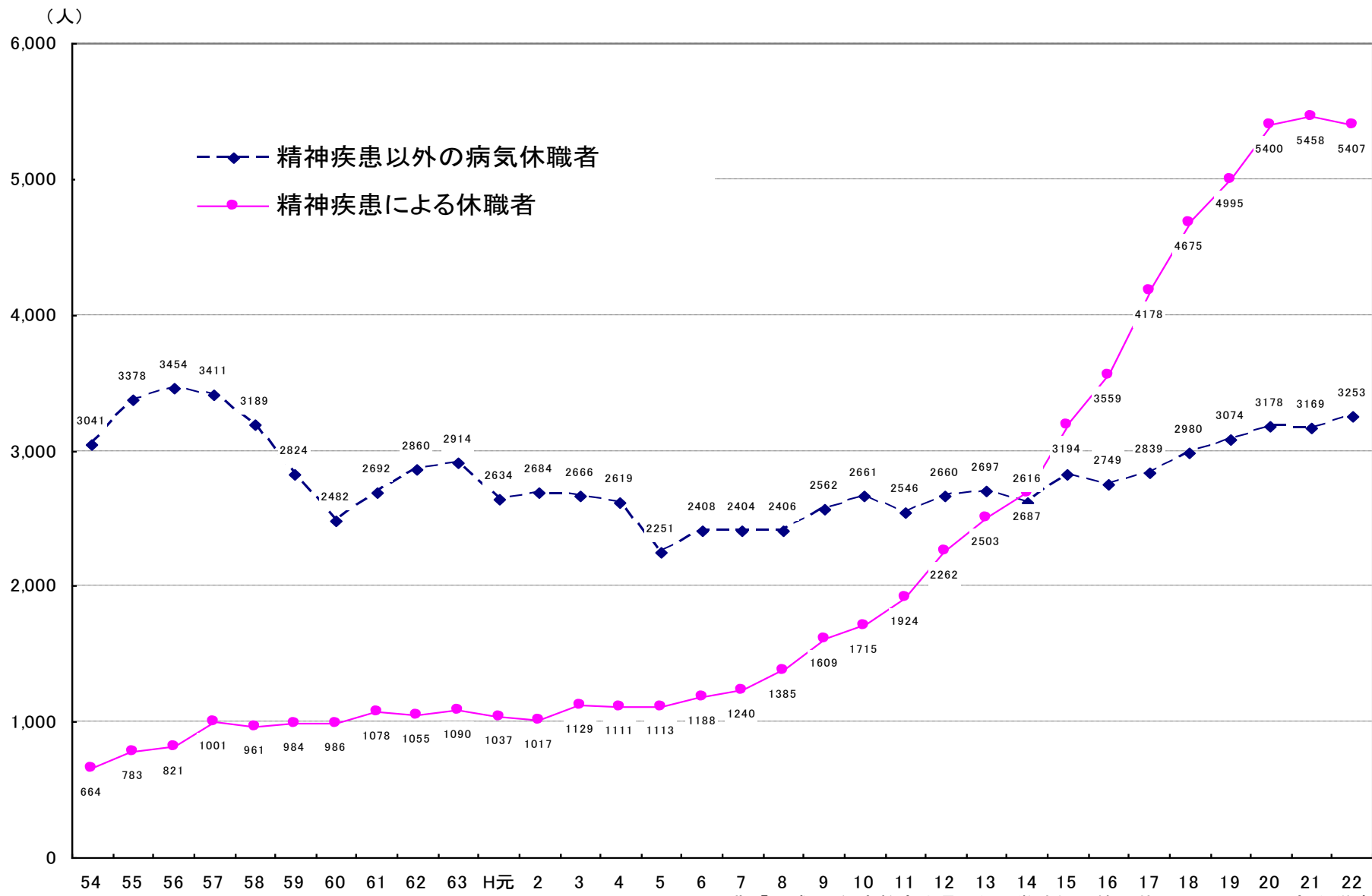


	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
在職者数(A)	927,035	925,938	925,007	921,600	919,154	917,011	916,441	915,945	916,929	919,093
病気休職者数(B)	5,200	5,303	6,017	6,308	7,017	7,655	8,069	8,578	8,627	8,660
うち精神疾患による休職者数(C)	2,503	2,687	3,194	3,559	4,178	4,675	4,995	5,400	5,458	5,407
在職者比(%)										
(B)／(A)	0.56	0.57	0.65	0.68	0.76	0.83	0.88	0.94	0.94	0.94
(C)／(A)	0.27	0.29	0.35	0.39	0.45	0.51	0.55	0.59	0.60	0.59
(C)／(B)	48.1	50.7	53.1	56.4	59.5	61.1	61.9	63.0	63.3	62.4

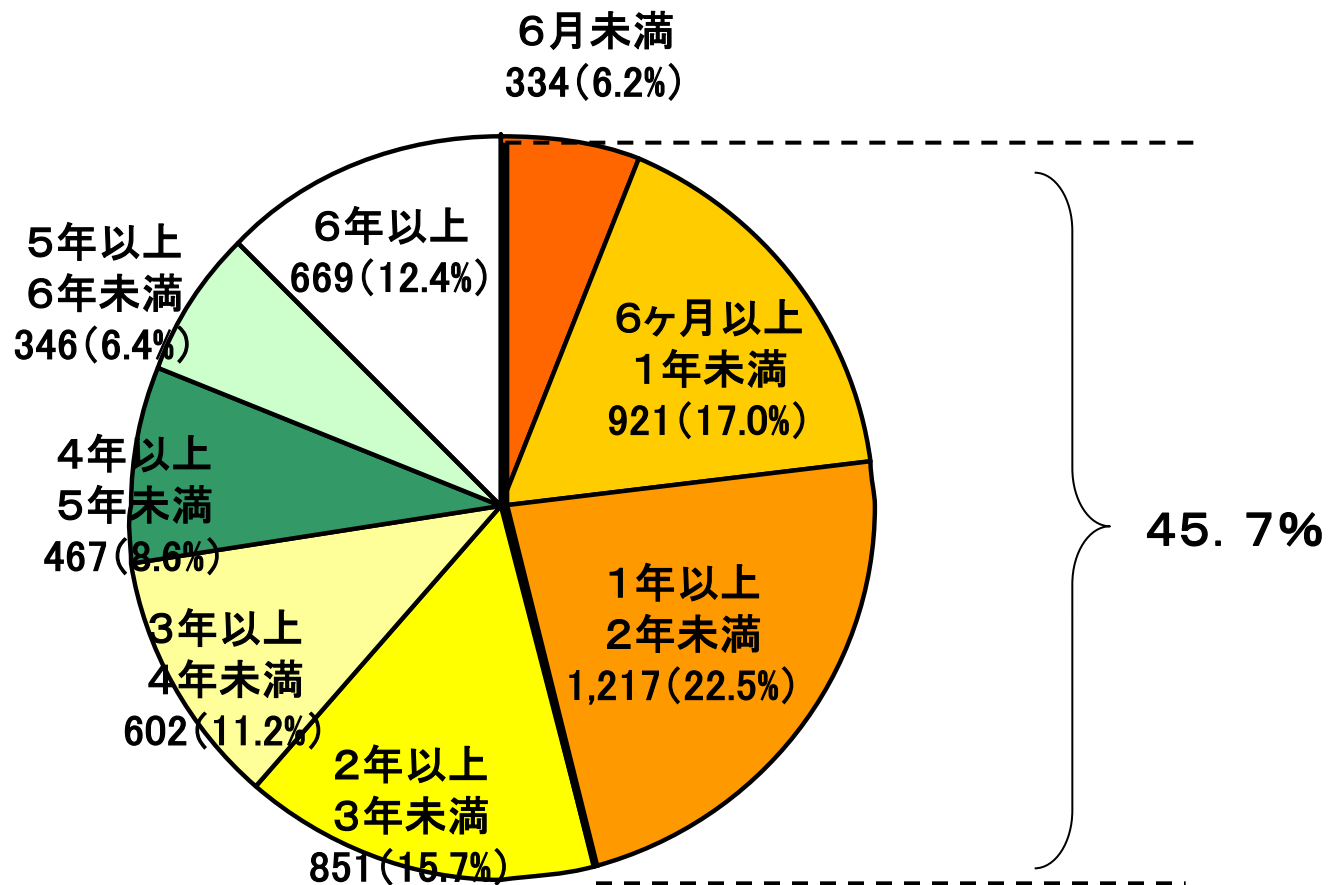
※ 「在職者数」は、当該年度の「学校基本調査報告書」における公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、実習助手、及び寄宿舎指導員(本務者)の合計。

出典:「平成22年度教育職員に係る懲戒処分等の状況について」(文部科学省)

精神疾患による病気休職者数は、増加傾向。精神疾患以外の病気休職者は、ほぼ横ばい。



精神疾患による休職教員の約半数は、所属校への勤務後2年以内に休職。



(単位:人)

出典:「平成22年度教育職員に係る懲戒処分等の状況について」(文部科学省)

教職員のメンタルヘルス対策検討会議における議論(概要)

1. セルフケアの促進

- メンタルヘルスの知識やストレスへの対処行動を身につける機会の充実が必要。困難な場面を想定したグループワーク、ロールプレイ等が有効。ご家族の方への周知も重要。

2. ラインケアの充実

- 管理職が日常的に教職員の状況を把握し、変化等がある場合の初期対応が重要。
メンタルヘルスに関する知識やカウンセリングマインドを身につける研修の充実が必要。
- 職場で起こった問題は職場で解決することが基本。本音で話し合う機会を持ち、組織の問題として解決していくことが必要。

3. 業務の縮減・効率化

- 職場環境を点検・評価し、業務の縮減や効率化を図る必要。
優先度の低い業務のスクラップ、文書やノウハウの共有による効率化等による負担軽減が必要。

4. 相談体制の充実

- 仕事上の上司部下の関係でない先輩職員等に助言者の役割を持たせ、相談できるチャンネルを多く確保することが必要。
- スクールカウンセラーの活用が重要。生徒指導上の悩み等について教員にアドバイスや相互コンサルテーションができる。

5. 良好な職場環境・雰囲気醸成

- 学校での労働安全衛生管理体制(産業医による職場巡視や面接指導、衛生委員会の月1回以上の開催等)の整備が急務。
- 開かれた学校、開かれた校長室、開かれた職員室にすることで教職員が互いに相談しながら対応することができる。

6. 復職支援

- 休職期間中は、本人の了解を得て、主治医や家族との連携により状態や今後の見込み等を把握しておくことが必要。了解が得にくい場合でも、本人の話を受け入れる立場で接し、人間関係を保ち、家族や産業医による対応で主治医との連携が必要。
- 復職が認められる要件や職場での支援方法等を主治医に予め伝え理解してもらうことが必要。
- 復職プログラムの作成にあっては、再発することなく勤務できるかについて、定期的な面談や観察により慎重に見極める必要。
- 仕事の軽減や業務上の配慮の目的を明確にすることが重要。
- 職場復帰した職員に対して、いつも通りに接して励ましすぎないようにし、受診や服薬を続けられるように援助することが大切。
- フォローアップは、単に様子を見るだけでなく、担当業務ができているか本人と話し合いながら確認し、支援やケアを行う必要。

中間まとめの概要

1. 教職員のメンタルヘルスに関する現状と課題

- ・精神疾患による休職者数が高水準となっており、在職者に占める割合は、40・50歳代が高い。1年以内に精神疾患を理由として再度の休職となる者もいる。

- ・教員の年齢構成の高齢化や新規採用教職員の増加等に伴い、学校における予防的取組等のメンタルヘルス対策の充実が喫緊の課題。再度の休職とならない効果的な復職支援策を講じることが必要。

2. 教職員のメンタルヘルス不調の背景等

- ・一人の教職員が多くの分掌を担当しなければならず業務量が多いほか、生徒指導上の諸課題や保護者・地域との関係において困難な対応が求められることがある。

- ・教職員が一人で対応するケースが多くなる傾向があり、良好な人間関係が十分に形成されず、職場でのコミュニケーション等にうまく対応できない状況になりやすい。

- ・学校における人間関係は、同僚や上司・部下だけでなく児童生徒と保護者も関係し、お互いに影響し合っているため、一部の人間関係が難しくなると、全部の人間関係が悪くなっていくことがある。

- ・自分のことは自分で対応してほしいとの思いから、周りの教員も遠慮してしまう風土がある。校長が早めにフランクに介入していくような学校は事例化が少ない。

- ・学校には、管理職のリーダーシップの下で他機関と連携をするような気風等が求められるが、問題が発生したときに外に助けを求めるのが全体的に遅い傾向がある。

3. 予防的取組

①セルフケアの促進

- ・メンタルヘルスの知識やストレスへの対処行動を身につける実践的な研修の充実が必要。家族の方を対象とした相談窓口の周知、健康チェックリストの活用等も有効。

②ラインによるケアの充実

- ・管理職を対象にカウンセリングマインド等を身につける実践的な研修の充実や、主幹教諭等の配置により、ラインケアが行われる体制の整備が必要。

③業務の縮減・効率化等

- ・学校の職場環境、業務内容や業務方法を点検・評価し、業務の縮減・効率化を図ることや、教職員の研究成果やノウハウ等を共有して業務の効率化を図ることが必要。

中間まとめの概要

④相談体制等の充実

- ・メンタルヘルスに関する相談窓口や巡回相談等の相談体制の充実が必要。

⑤良好な職場環境・雰囲気醸成

- ・産業医の配置など労働安全衛生管理体制の整備を図り、実効性ある取組につなげることが急務。教育委員会事務局に精神科領域を担当することができる専属の産業医や嘱託の精神科医を配置し、学校の労働安全衛生管理体制の充実を図ることも有効。

4. 復職支援

①病気休暇の取得時点からの対応

- ・本人の了解を得て主治医や家族とも連携し、快復状態や今後の見込み等を把握しておくことが必要。主治医に職場の状況や職務の特殊性、必要とされる職務遂行能力等について説明し、メンタルヘルス不調に至った背景等を共有することが大切。

②復職プログラムの実施前における対応

- ・本人に対して復職プログラムに関する制度について十分に説明し、復職プログラムの実施に係る本人の希望の有無を確認することが必要。その際、医師等が本人と面談して復職プログラムが実施可能かどうか等について判断することが必要。

③復職プログラムの実施中における対応

- ・段階ごとに所定のプログラムが実施できているかどうかについて、校長が本人と話し合いながら、確認をして、必要な支援やケアを行っていくことが重要。

④復職プログラムの実施後における対応

- ・復職プログラム実施後における復職の可否等は、教職員本人の快復の状況や復職プログラム実施中の状況等を踏まえ、職場で求められる職務遂行能力を見極めた上で、教育委員会において慎重に判断しなければならない。

⑤職場復帰後の対応

- ・復帰後の業務については、本人と面談を行い、勤務負担の軽減を行い、当面の経過を観察することが必要。その後の経過を見つつ、少しずつ本来の勤務状況に近づけていくことが望ましい。

【今後の対応】

- 今後、「中間まとめ」について、関係団体に対して意見照会を行い、得られた意見をもとに議論を行うとともに、現在行っている教職員のメンタルヘルスに関する委託調査の結果も踏まえ、今年度中に最終的な報告のとりまとめを行う予定。